

令和5年度（2023年度）第9回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2024年2月21日（水）午後1時30分開会

場 所：北海道第二水産ビル 4階 4S会議室

1. 開 会

○事務局（佐々木環境政策課長） 定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第9回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日、進行を務めさせていただきます佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

本日は、委員総数15名のうち、会場出席が露崎会長、オンライン出席の方が7名、合わせて8名の委員の方のご出席をいただいておりますが、後ほど遅れて2名にご参加をいただけます。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

審議会の運営についてですが、本日もオンラインを併用する対面形式で開催させていただきます。

続きまして、本日の資料についてご確認をお願いいたします。

事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1は1-1から1-3、資料2は2-1から2-4、資料3は3-1から3-4、資料4は4-1から4-2、資料5は5-1から5-3、資料6は6-1から6-2となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は6件でございます。

議題（1）は、（仮称）石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業計画段階環境配慮書についてです。

株式会社 JERA の事業でございます。

昨年12月の審議会で事業者もお呼びして事業概要の説明を行っておりますことから、本日は、事務局からの道民意見の概要と事業者の見解、主な1次質問とその事業者の回答等の報告の後、皆様のご審議をいただきたいと思いますと考えております。

議事（2）は、（仮称）北海道檜山沖洋上風力発電事業計画段階配慮書についてです。

北海道洋上風力開発合同会社の事業でございます。

本日が2回目の審議で、答申を予定してありまして、事務局から主な2次質問とその事業者回答等の報告、答申文（案）たたき台の説明を行いました後、皆様にご審議をいただきたいと思いますと考えております。

議事（3）は、（仮称）北海道八雲町風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社の事業でございます。

本日が3回目の審議でありまして、こちらも答申を予定しております。事務局から主な3次質問とその事業者の回答等の報告、答申文（案）たたき台等のご説明を差し上げました後、皆様にご審議をいただきたいと思いますと考えております。

議事（4）は、（仮称）福島町風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

福島風力開発株式会社の事業でございます。

事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答等の報告の後、皆様にご審議をいただきたいと考えております。

議事（5）は、（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業環境影響評価方法書についてです。

関西電力株式会社の事業でございます。

本日が2回目の審議でありまして、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答等の報告を行い、皆様にご審議をいただきたいと考えております。

なお、本議事におきましては、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は、傍聴者の方、また、報道機関の方にはご退出をいただくところがございますので、ご協力をお願いいたします。

議事（6）は、（仮称）松前2期風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

東急不動産株式会社の事業でございます。

事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者の回答等の報告の後、皆様にご審議をいただきたいと考えております。

では、ここからの議事進行につきまして、露崎会長をお願いいたします。

2. 議 事

○露崎会長 よろしく申し上げます。

早速ですが、これより議事（1）に移ります。

本日が審議としては1回目となります（仮称）石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業計画段階環境配慮書についてです。

まず、事務局から道民意見の概要と事業者の見解及び主な1次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 本事業は、先ほども紹介がありましたとおり、株式会社 JERA が石狩市浜益沖に風力発電所をつくる計画で、事業者による縦覧は昨年11月28日から12月27日まで実施されておりまして、当審議会への諮問は昨年12月6日付でさせていただいており、昨年12月13日に1回目のご審議をしていただいたところです。

前回の審議会から少し時間が空いてしまいましたので、簡単ではあるのですが、事業の概要について、図書を用いて説明させていただきたいと思っております。

まず、濃い青色の石狩市浜益沖浮体式洋上風力の図書の10ページをご覧ください。

本事業の事業実施想定区域の図面になりますが、グリーンイノベーション基金の一環としまして、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構—NEDOにより採択されましたTLP方式による浮体式洋上風力発電の実証事業で、本ページに黒線で候補区域が示されておりまして、赤線で示されているほうが本事業の事業実施想定区域となります。

今まで審議してきた洋上風力の案件とは異なり、浮体式のみを採用しており、水深が

60メートルから70メートル程度の場所で、陸域から約6.5キロメートル離れた場所となっております。

13ページをご覧ください。

こちらに風力発電機の概要が載っておりまして、浮体基礎下部からの最大高さが259メートル、ローター直径220メートル程度の単機出力1万2,600キロワットから1万4,000キロワットの機体を1基から2基設置する総出力最大2万8,000キロワットの計画となっております。

58ページをご覧ください。

事業計画地の北部にあります天売島をベースとしたマリーンIBAと区域が重複しておりまして、周辺の沿岸域に赤色と緑色の点で示されているのですが、こちらに海鳥の繁殖地があるということが分かります。

63ページをご覧ください。

EADASのセンチビティマップの海域版になりまして、こちらを見ますと、事業実施想定区域の東端部がウミウやオオセグロカモメ、ウトウの集団繁殖地、かつ、カモメ類の洋上分布により、注意喚起レベルが2となっております。その他及び区域周辺は注意喚起レベル1です。

91ページをご覧ください。

注目すべき生息・生育地の海域の分布状況で、事業実施想定区域は水深70メートル以上であると先ほど説明したとおり、50メートルより浅い場所が選定されています生物多様性の観点から、重要度の高い海域、沿岸域の範囲外となっております。

126ページをご覧ください。

こちらの図面では漁業権の設定状況がまとめられておりまして、区域は第1種及び第2種共同漁業権区域と重複していることがこの図から分かるかと思えます。

134ページと135ページをご覧ください。

こちらには住宅や学校、病院等の配置状況が示されておりまして、最寄りの住宅までは約6.9キロメートルあります。特に配慮が必要な施設では浜益中学校が一番近い場所となりますけれども、10キロメートル以上の離隔距離が取られています。

簡単ですが、事業の概要については以上です。

次に、資料1-1をご覧ください。

こちらは、事業者から送付のあった本配慮書への道民意見の概要を記載した資料です。

条例では、配慮書段階から道民意見の概要書の提出を規定しておりまして、こちらの意見に対する事業者の見解は方法書段階で示されることになっております。いつもの法案件と異なる場所ですけれども、配慮書から意見概要の提出を求めているということです。また、道民を対象に意見募集をしているということで、意見に対する事業者見解の記載をこの段階では求めておりません。

では、1ページをご覧ください。

意見の募集期間は、先ほども話をしましたが、縦覧開始日である今年の11月28日から今年の1月11日までで、合計6通、意見総数23件という結果になっております。

以下にその意見の概要と事業者の見解が示されておりますので、主なものを抜粋してご説明いたします。

表の左側の数字が通の数字で、そのうち、番号分けをしているものが右の数字になっておりますので、ご参照ください。

まず、1通目は、水質のほか、雄冬岬展望台からの眺望景観等への意見となります。そして、2通目は漁業者や海域の動物への影響を低減することについての意見で、3通目は景観や動物への影響について意見です。

次のページへ行きまして、4通目は、海外の知見の勘案についてと動物の調査時期の複数年の設定や努力量等の適切な設定について、水の濁りや水中音の影響の回避、低減について、次のページまで続いているのですけれども、オロロンラインからの眺望など、計6件の意見となっております。

5通目は、雄冬岬周辺の海底地形について、また、浮体式洋上風力発電機の概要をはじめ、流向や流速といった地域概況について、ウミガラスやウミスズメ、カモメ科鳥類への慎重な配慮、離岸距離について、また、主要な眺望点として黄金山を追加すること、石狩市の風力発電ゾーニング計画との関係についての意見のほか、道の対応についての意見もございました。

6通目は、超低周波音についてで、マリーン IBA の区域内での事業実施についての意見が出されております。

また、道外からの意見送付があり、参考に添付しておりますので、適宜、ご参照をいただければと思います。

次に、資料1-2の1次質問とその回答について何点か説明いたします。

なお、資料1-3は、今回の説明には使いませんので、適宜、ご参照をいただければと思います。

では、1ページをご覧ください。

質問番号1-4です。

本実証実験では最終的に相当数の発電機が稼働する際の環境影響を評価するのが目的となると思いますが、一、二基の試験で実証できる部分とできない部分の整理の重要性について質問しております。これに対して、事業者からは、将来的にウィンドファームを開発する際には今回の影響評価を基に評価すべき内容を検討していきたいと考えている旨の回答がありました。

一つ下の質問番号5-1の回答にもあるように、事業の目的は、まだ実績の少ない浮体式洋上風力の普及拡大に向けた技術課題の検証並びに低コスト化技術の開発で、地震、台風といった厳しい環境下においても安全に運用できるような設計基準の設定並びに実証を目的とした事業とのことでした。

次に、2ページをご覧ください。

質問番号 3-2 です。

区域及びその周辺が EADAS のセンシティブティマップ海域版の注意喚起メッシュに指定されていることから、海鳥について正しく配慮するためには当該メッシュの注意喚起レベルの設定理由を整理する必要があるのではないかと質問しています。これに対して、事業者からは、2次回答において、保護区の有無、海鳥の繁殖地、海鳥の洋上分布等について整理し、設定理由を示し、また、方法書にもその内容を追記いたしますとの回答をいただいております。

次に、質問番号 3-4 です。

マリーン IBA の情報収集について質問しており、これに対して、事業者からは2次回答において整理するという旨の回答を得ています。

次に、4ページをご覧ください。

質問番号 4-1 です。

騒音について、6.9 キロメートル離れていれば生活環境への影響は極めて小さいとした理由を伺っております。これに対して、事業者からは、風力発電機から受音点までの距離が6.9キロメートルのとき、風力発電機のA特性音響パワーレベルを120デシベルと考えると、半自由空間における音圧レベルと音響パワーレベルの関係式によって環境省の指針に定められた指針値の下限値である40デシベルを下回る35デシベルになるということから、生活環境への影響は極めて小さいと考えているとの回答をもらっております。

質問番号 4-3 です。

水中音を配慮事項として選定しなかった理由について伺っております。これに対して、事業者からは、海域における知見の不足や海域特性等により配慮書時点での予測評価が困難と認識しているため、方法書以降の手續においては、最新の知見や先行事例を参考にするほか、必要に応じて専門家の助言、指導を仰ぎながら、海域動物の中で調査、予測及び評価を実施していくとのことでした。

質問番号 4-4 です。

同様に水域の生態系の予測評価について伺っております。これに対して、事業者からは、方法書以降の手續において、最新の知見や先行事例を参考にするほか、専門家の助言、指導を仰ぎながら生態系について選定し、予測及び評価の実施を検討いたしますとの回答をもらっております。

簡単ではあるのですが、本事業に係る説明は以上といたします。

なお、委員の皆様には、後日、メールにて2次質問の依頼をさせていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

それでは、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○露崎会長 ただいまの説明について委員の皆様からのご質問やご意見等をお願いいたします。

新しい事項でもありましたので、聞きづらい部分もあると思いますけれども、2次質問もありますので、そちらで整理して書いていただければと思いますが、何かありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、本議事については審議を終了したいと思います。

それでは、議事(2)に移ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しております(仮称)北海道檜山沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

事務局から事業概要の説明及び主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局(菅原主任) 議事(2)の北海道檜山沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の事業の概要について、大まかに振り返ってまいります。

まず、大きな水色の図書の4ページをご覧ください。

本事業は事業実施想定区域が檜山沖の洋上であり、せたな町、八雲町、江差町、上ノ国町の沿岸域に位置しております。この区域内に岸から500メートル以上の離隔距離を設けて風力発電機の設置予定範囲を設定しております。その範囲内に単機出力が1万から2万4,000キロワット程度の風力発電機を最大で135基設置し、最大出力が150万キロワットの発電所を設置する計画となっております。

71ページから周辺の他事業が地図上に示されております。

1枚めくっていただきまして、72ページには洋上風力発電事業がまとめられた図が掲載されておりまして、檜山沖の海域において本事業は3事業目となります。

簡単でしたけれども、振り返りは以上としまして、関係資料の説明に入ります。

関係資料は、資料2-1から資料2-4までとなりますが、まず、資料2-1を用いまして、本事業に係る2次質問とその事業者回答について、委員からいただいた質問を含め、主な質問とその回答を4点ほどご説明いたします。

なお、資料4-2は、資料4-1の補足の資料となり、今回の説明では用いませぬので、適宜ご参照をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

5ページをご覧ください。

質問番号3-4、質問番号3-5です。

1次質問で重要海域や藻場と重複している箇所について質問し、回避について検討するという回答があったことに対し、より明確な回答となるよう質問をいたしました。これに対して、事業者からは、可能な限り回避するよう努めるが、現地調査の結果や専門家等の助言を踏まえ、影響が小さいという場合であれば風力発電機を設置する可能性があるといった旨の回答がありました。

8ページをご覧ください。

質問番号4-4の②です。

流向、流速を選定しないことの根拠として、1次回答で事業者が示した着床式洋上風力発電の環境影響評価手法に関する基礎資料（最終版）について、流向、流速の変化が構造物直径の約2.5倍の範囲で生じた事業は単機出力2,400キロワットの事業であって、同じ資料に掲載されている海外の事例においては単機出力6,000キロワットの事業において潮流の乱れが杭直径の10倍まで拡張されているといったことが記載されていることから、さらに風車の単機出力の大きな本事業において2.5倍であるといったことを根拠にすることは妥当性を欠くのではないかとといった質問をいたしました。これに対して、事業者からは、杭直径の10倍の範囲で乱れが生じる場合においても風車間には十分に離隔が取られており、流向、流速に及ぼす影響は限定的であると考えている、なお、今後、風力発電設備等の事業計画の内容によって潮流の変化による影響による懸念が考えられる場合には流向、流速を項目として選定することを検討するといった旨の回答がありました。

10ページをご覧ください。

質問番号4-12です。

前回の審議会の際に押田委員からご指摘いただきました上ノ国町でバットストライクが確認された日本固有種であるコヤマコウモリについて、配慮が必要な地域であるといったことから、どのような配慮を想定しているのかを質問しました。これに対して、事業者からは、有識者にヒアリングの上、適切な調査の時期、手法等を検討するといった旨の回答がございました。

12ページをご覧ください。

最後に質問番号4-18の①と②です。

多くの眺望点について、見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなるとされる垂直視野角20度を超えていることから、これらの眺望点からの眺望に配慮した位置、配置となるように地域との合意形成を図ることについての事業者の見解、また、主要な眺望点の多くが海側を眺望方向にしており、海岸などの眺望点では遮蔽物等が想定されない中、現段階でどのような環境保全措置について想定しているのかを質問しました。これに対して、事業者からは、住民説明会等の場を通じて地域住民へ丁寧な説明を行い、合意形成に努めるほか、可能な限り眺望点からの離隔距離を確保し、海岸線に沿った配置や規則的な配置を検討して眺望景観への影響を極力低減するように努めるといった旨の回答がありました。

以上で資料2-1の説明を終了いたします。

次に、資料2-3の関係町村長意見について順にご説明してまいります。

まず、奥尻町からですが、意見はございませんでした。

次に、松前町からで、住民及び漁業者等への情報提供及び周辺環境の保全への配慮に関する意見、動植物の生息または生育、植生及び生態系に関する意見、交通への影響に関する意見がありました。

次に、厚沢部町、上ノ国町からですが、意見はございませんでした。

次に、島牧村からは、地域住民等から十分な理解を得るとともに、住民からの意見等を

踏まえ、環境の保全に最大限配慮することを求める意見、そして、最新の知見や専門家の助言等を取り入れるとともに、必要に応じて追加的な調査、予測及び評価を実施するなど、適切に対応することを求める意見がありました。

次に、八雲町からは、海洋生物の生息環境や漁場への影響に関する意見、希少猛禽類及びその他の鳥類についてのバードストライク等の影響に関する意見、騒音及び低周波音や風車の影による環境影響に関する意見、眺望景観への配慮に関する意見、地域住民等、特に漁業関係者への合意形成に関する意見、町で策定したゾーニングに関する意見がありました。

次に、江差町からは、全体的な事項として、規模が大きいことを踏まえ、最新の知見等を踏まえた評価をすることを求める意見、地域住民等とのコミュニケーションを図ることを求める意見、評価結果を事業の位置や規模、または、配置、構造に反映することを求める意見、そして、分かりやすい図書の作成を求める意見がありました。

そして、個別的な事項として、騒音及び超低周波音に関する意見、風車の影に関する意見、動物、特にコウモリ類、鳥類、海域に生息する動物に関する意見、植物、特に藻場に関する意見、景観、特に日本海を望む景観に関する意見、その他として、漁業関係者のほか、港湾利用関係者との協議を求める意見がありました。

次に、乙部町からは、総括事項として、重大な環境影響を回避、低減できる根拠が示せない場合の計画見直しを求める意見、大規模な計画であることを踏まえた適切な調査、予測及び評価を求める意見、住民への説明を十分かつ丁寧に行うことと分かりやすい図書の作成を求める意見がありました。

そして、個別事項として、海底ケーブル敷設に伴う地形改変、電磁場や熱の発生、工事中の水の濁りの発生等についても適切な調査、予測及び評価を求める意見、騒音、低周波及び風車の影に関する意見、大規模な計画を踏まえ、環境影響評価項目を慎重に選定するよう求める意見、景観、特に日本海を望む景観に関する意見がありました。

次に、今金町ですが、意見はございませんでした。

最後に、せたな町からですが、調査、予測、評価の手法についてはおおむね妥当であるという意見がありました。

関係市町村が10町村と非常に多く、駆け足でのご説明となってしまいましたけれども、資料2-3の説明は以上となります。

それでは、資料2-4の答申文（案）たたき台の説明に入ります。

たたき台は、最近のほかの風力発電事業の配慮書への答申をベースとしながら、審議過程や町村長意見などを勘案して作成しております。

順に説明してまいります。

まず、前書きですけれども、従来と同様、1段落目には事業の特性、2段落目には地域の特性をまとめておまして、3段落目では、それらを踏まえて的確に対応することを求めた意見としております。

次に、総括的事項です。

(1) は従来と同様で、全体的な留意事項として、最新の知見の収集、複数の専門家の助言を得ることなどをしながら調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることを求めた意見としております。

(2) は、事業実施想定区域などの設定について、検討過程の説明が不十分で分かりにくい部分があるということを指摘し、方法書での改善を求めています、こちらも従来同様の意見としております。

(3) も従来どおりですけれども、洋上風力に関する評価項目の選定について、水の濁り、流向、流速、水中音、生態系等への影響が懸念されることから、方法書以降の手続においては影響を受けるおそれがある項目について漏れなく評価項目として選定した上で適切に調査、予測、評価を行うことを求めた意見としております。

(4) は、累積的影響についての意見でございます。従来どおり適切に調査、予測及び評価を実施し、確実に環境影響を回避または低減することを求めています。

1枚おめくりください。

(5) は、住民等への積極的な情報提供に関する意見です。従来どおり、積極的な情報提供や丁寧な説明を求めているほか、洋上事業ですので、特に漁業関係者からの理解が得られるようにという文言を追加しております。

(6) は、インターネットを使った利便性の向上に関する意見です。本図書は、インターネット上のダウンロードや印刷が不可となっており、継続公表についてもされておられませんので、そのどちらも求める意見としております。

次に、2の個別的事項について順にご説明いたします。

(1) の騒音及び風車の影についてです。区域周辺に住宅や福祉施設等が存在していることから、従来と同様、騒音や風車の影による影響を回避または十分に低減することを求めた意見としております。

(2) は、動物についてです。

アとイがありますけれども、意見の形式としては従来と同様で、アでは、文献やヒアリングにおいて、動物の重要な生息地をはじめ、貴重な鳥類やコウモリ類または海洋生物等の生息などに関する情報があるといったことに触れまして、それらへの影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響の回避、低減に努めるよう求めています。また、イでは、改変する可能性のある環境に生息する動物相について専門家等から助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について影響を回避、低減するよう求めた意見としてございます。

(3) は、植物についてです。

こちらもアとイがありますけれども、意見の形式は従来同様で、アでは、区域周辺に藻場が存在していることから、改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響の回避または低減を求めています。イの植物相については、(2)の動

物のイと同様、改変する可能性のある環境に生育する植物相についての把握及び影響の回避、低減を求めた意見としてございます。

1枚おめくりください。

次に、(4)の生態系についてです。

海域の生態系についてはこれまで他事業でも同様に意見をしてきたところですが、今回も、工事の実施や施設の存在、稼働に伴う海域の環境変化による影響が長期間にわたり広域に及ぶおそれがあるため、最新の知見の収集に努め、専門家の助言を得ながら対象や手法について十分に検討することとした意見としております。

最後に、(5)の景観についてです。

区域及びその周辺には狩場茂津多道立自然公園や檜山道立自然公園等の景観資源が多数存在しているといったことに触れまして、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあるといったことのほか、沿岸一帯から風車群が広い範囲で視認されるようになり、日本海を望む景観に重大な影響を及ぼすおそれがあるといったことから、こうした景観への影響について適切な調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減することを求めた意見としております。

資料の説明については以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○露崎会長 ただいまの説明について、委員の皆様からのご質問やご意見、確認事項等がありましたらよろしく願いします。答申がありますので、ちょっとしたことでも確認したいことがありましたらよろしく願いします。

先崎委員、鳥について特にないですか。

○先崎委員 そうですね、ぱっとしたことは思いついていない状況です。

○露崎会長 答申の鳥に関する部分はおおむねこれでいいということですか。

○先崎委員 大丈夫だと思います。

○露崎会長 分かりました。

そのほかの分野ではどうでしょうか。

○押田委員 今さらのことで、どうしようかと思ったのですが、奥尻島から特に何もリアクションがないのですよね。これができることで、場合によっては、奥尻島と北海道本島との間の地理的アイソレーションとまで言うともうにも極端な表現になるのかもしれないのですが、白鳥などが江差の辺りから奥尻のほうへ渡っているという話を随分前に聞いたことがありまして、ふと地図を見たとき、何となく心配な部分が出てきました。

一言でまとめて言うのが難しいのですが、鳥については、渡りという観点から、奥尻と北海道との間で何か影響が大きく出そうな感じがするのです。これは、むしろ先崎委員のほう詳しいと思いますし、白木委員がいてくださると心強かったです。

まとまった話になっていないのですが、その点についていかがでしょうか。

○露崎会長 まず、先崎委員、そのことで何かご存じのことはありますか。

○先崎委員 北海道本島側と奥尻の渡り鳥の移動という話ですか。

○押田委員 そうです。その移動がこれによって大きく攪乱といいますか、変更する可能性があると思ったのです。また、場合によっては奥尻の自然が根底から揺るがされてしまうような可能性が出てくるのだけれども、この地図の中では奥尻は何の開発もされないですし、間接的なものでしかないので、意見が何も出てきていないのです。これを事前に予見しておいてあげるのがいいのかなと思うったのです。

○先崎委員 そういう観点から言うと、こういう論文があります。

今送りました。

あまり実例はないのですけれども、これはミヤマガラスの論文で、北上時に本島側から奥尻経由で沿海地方に行くという渡りルートがあるみたいですので、何か指摘してもいいのかもしれないですね。

これは今さらかなというのがありますが、渡り鳥の話が抜けていますので、何か一言あってもいいかもしれません。

○露崎会長 今の意見も踏まえ、事務局とも相談し、渡りのことに関して入れることを検討するというところでよろしいですか。

○押田委員 僕としてはぜひお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（菅原主任） 承知いたしました。

付す文言や、それを入れるに当たってどれぐらいの根拠があるのかなど、もろもろ整理する必要があるかと思しますので、審議会後にご相談をさせていただくことになるかと思えますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 先崎委員、申し訳ありませんが、その文献整理をお願いいたします。

○先崎委員 今チャットにお送りした論文が一番直接的なものだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○露崎会長 ありがとうございます。

そのほかにございませんか。

○大原委員 私は昆虫が専門なので、鳥のことはあまり詳しくないのですけれども、函館の博物館にいた佐藤学芸員があのだりの鳥についてよく調べられています。北海道から奥尻、そして、その先には焼尻島もあると思うのですけれども、小型、中型の渡りのルートになっているのだという話を聞いたことがあって、ここに風車ができるという話を聞いたとき、私もかなり気になっていました。

押田委員がおっしゃっていたことと同じです。方法書のところで詳しく調べればいいのかもかもしれませんが、専門家についてはみんな大学の先生でしたので、地元で研究されていた学芸員へのヒアリングも含めてされると、調査の仕方や論点が変わってくるのかなと思いました。

答申については押田委員がおっしゃったような形で検討していただければいいですが、

聞いた限りだと、この辺りはかなり懸念すべきエリアだと私も思っています。

○露崎会長 今の太原委員の意見も含め、事務局と相談したいと思います。

○事務局（菅原主任） 承知いたしました。皆様、ありがとうございます。

○露崎会長 そのほかにご意見やご質問はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問がないようですので、ただいまご審議をいただきました（仮称）北海道檜山沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についての答申文（案）に関しましては、1点、答申の2の個別的事項の動物のところ、あるいは、ほかのところになるかもしれませんが、後ほど文言を検討した上で奥尻経由で本道と行き来する渡りの重要性を調べるというようなことを入れることで検討することにしたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 そのようにいたしたいと思います。

また、そのほかの最終的な文言修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ありがとうございます。

では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行いたいと思います。

それでは、議事（3）に移ります。

本日が3回目の審議となります。

答申を予定しております（仮称）北海道八雲町風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まず、事務局から答申概要の説明及び主な3次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（川村係長） まず、図書を用いて事業概要を簡単にご説明いたします。

（仮称）北海道八雲町風力発電事業の緑色の図書をご用意ください。

最初に、6ページをご覧ください。

対象事業実施区域は八雲町内に位置する計画であり、区域北側の今金町及び長万部町が関係市町村とされています。

次に、23ページをご覧ください。

区域周辺の他事業についてですが、既存施設はなく、周辺にある4つの事業はいずれも配慮書が終了した段階です。

続きまして、区域及びその周囲の概要についてご説明いたします。

まず、動物についてですが、87ページをご覧ください。

EADASのセンシティブティマップでは、風力発電機設置検討範囲が位置するメッシュについては情報なしとされていますが、その南側の対象事業実施区域のうち、搬入路等を含

むメッシュでは注意喚起レベル A1 及び A3 のメッシュが確認されており、チュウヒやオオワシなどの生息情報や海ワシ類の集団飛来地の情報があるとのこと。

89 ページをご覧ください。

こちらには渡りのルートの図が示されていますが、対象事業実施区域の東側にノスリの日中の渡りルートが確認されます。

次に、植物についてです。

98 ページをご覧ください。

事業実施想定区域には植生自然度 9 または植生自然度 10 の植生が存在しています。なお、植生自然度 9 はチシマザサブナ群集などであり、植生自然度 10 はササ群落です。

次に、重要な自然環境のまとまりの場です。

116 ページ、117 ページをご覧ください。

区域及びその周辺には植生自然度が高い場所や保安林が存在しており、対象事業実施区域のうち、搬入路等の一部は本図の南側に位置する IBA 及び KBA と重複しています。

次に、景観についてです。

ページが大きく飛びますが、403 ページをご覧ください。

主要な眺望点及び身近な眺望点ですが、周辺には、立岩公園展望台など、7 地点が存在しており、このうち、垂直見込角が最も大きくなる地点は 4 番の山崎地区で、2.4 度であるとされています。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

410 ページをご覧ください。

遊楽部川沿いの国道 277 号や海岸沿いの国道 5 号の工事関係車両の主要な走行ルートとアクセスルートが重複する場として遊楽部川清流建岩橋などがあります。

次に、配慮が特に必要な施設についてです。

ページを戻っていただきまして、153 ページをご覧ください。

学校、医療、福祉施設等は、風力発電機配置検討範囲からいずれも 10 キロメートル以上離れています。

ページをめくっていただきまして、155 ページの住居等の配置の状況をご覧ください。

風力発電機配置検討範囲からいずれも 2 キロメートル以上離れています。赤色の点線で示されている搬入路等検討範囲には住居等が存在しています。

簡単ではありますが、事業概要の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料の説明をいたします。

まず、資料 3-1 の事業者への 3 次質問とその事業者回答について、答申に係る部分を抜粋して説明させていただきます。

なお、資料 3-2 は事業者から提出された回答の補足資料となりますが、説明については割愛させていただきます。

それでは、1 ページをご覧ください。

質問番号 1-2 です。

図書の公表についてですが、2次質問において、インターネットでの公開に対する見解を質問し、説明会などを通して、専門的な図書の内容を丁寧かつ分かりやすく説明させていただいた方が、住民の皆様の理解促進につながるなどの見解を確認していましたが、3次質問の②において、縦覧場所における縦覧者数よりもインターネットで公開されたページへのアクセス件数が圧倒的に多いことのほか、印刷、ダウンロードを可とする事業も増えつつあることを踏まえ、改めて事業者の見解を確認しました。これに対して、事業者からは、アクセス数の内訳を詳細に確認した結果を示した上で、現状を踏まえてインターネットによる縦覧期間の延長も検討してまいりますとのことでした。

次に、2ページをご覧ください。

下から二つ目の質問番号 2-8 です。

緑化に関する質問ですが、①ではヤード等の造成面の緑化について事業者の見解を確認しました。これに対して、事業者からは、供用後に維持管理等で活用せず、排水施設や構造物に占有されない範囲がある場合は緑化等の保護・修景を検討いたしますとのことでした。また、③では、外来種侵入・乾燥化抑制について、緑化以外にどのような検討をされているのかを質問しました。これに対して、事業者からは、のり面保護も兼ねる緑化シート等の早期設置などを行うなどの見解が示されました。

次に、11ページをご覧ください。

質問番号 6-19 です。

2次質問の①において、交通騒音及び交通振動に関し、調査地点が設定されていない搬入路等に関し、調査地点の設定について検討するとの回答を確認していましたが、3次質問の②では、搬入路等検討範囲に存在する住居等について、建設騒音の調査地点として設定する必要がないか、事業者の見解を確認しました。これに対して、事業者からは、施工位置、内容により、当該住居に対し、特定建設作業の騒音による影響が生じると想定される場合には調査地点の追加を検討するとのことでした。

次に、13ページをご覧ください。

質問番号 6-24 です。

2次質問において、鳥類の調査時期に関し、繁殖期が異なる等、適切な調査時期が異なることを指摘した上で調査時期について質問していましたが、具体的な回答ではなかったことから、改めて3次質問において回答を求めました。これに対して、事業者からは、調査月等が追記された回答が示されております。

最後に、16ページをご覧ください。

質問番号 6-31 です。

2次質問において、動物の調査地点に関し、各調査地点からの視野が不明確であることから、バードストライクの予測、評価を行うに当たって必要なデータの収集が可能であることを示すよう質問し、現地は開けた場所が少なく、1か所から広範囲の山肌を望める地

点は少ないのが現状だが、地点位置の変更や移動定点の追加により観察範囲を見直すことで、猛禽類の飛翔状況を的確に把握する方針ですとの事業者の見解を確認していました。3次質問では、的確に把握するとの2次回答に関し、飛翔経路だけでなく、飛翔高度も的確に把握できるとする根拠について質問しました。これに対して、事業者からは、目印となる地形や構造物の高さを基準に区分・記録するとともに、無線等による各地点の連携により、地点間の飛翔高度に差異が発生しないよう努める方針ですとのことでした。

簡単ですが、資料3-1、資料3-2の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料3-3の関係町長の意見をご覧ください。

本事業の関係市町村は、八雲町、長万部町及び今金町です。

まず、八雲町長の意見から概要をご説明いたします。

(1)から(7)までありますが、(1)では、騒音に関し、可能な限り影響の低減を図ることや施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討することなどが記載されています。

(2)では、伐採に関し、必要最低限にとどめ、生態系への影響を最小限とすることなどが記載されています。

(3)では、水質に関し、近年増加している局所的な降雨の傾向や火山性の土壌が表層に広く分布していることを踏まえることなどが記載されています。

(4)では、水源及びその周辺の地下水脈に影響を及ぼさないよう最大限配慮することなどを求める意見となっております。

(5)では、希少動植物の保護に努めることや、オオワシ、オジロワシ、猛禽類について適切な調査、予測及び評価を実施することなどが記載されています。

(6)では、気象レーダーへの影響について記載されています。

(7)では、地域住民及び関係団体等に対して、事業計画やその環境影響に関して具体的かつ丁寧に説明し、合意形成を図ることとされています。

次に、長万部町長からの意見ですが、事業計画においては、地域住民及び関係自治体等に対し、事業内容や事業が及ぼす影響などについて情報提供と丁寧な説明を行い、理解を得るとともに、周辺の環境保全について配慮しながら事業計画を進めていくこととされています。

最後に、今金町長からの意見ですが、特になしとのことでした。

関係町長意見については以上となります。

続いて、資料3-4の答申文(案)たたき台についてご説明します。

まず、前書きとして、1段落目に事業の特性、2段落目に地域特性を記載し、3段落目で、以上を踏まえ、事業者は次の事項に的確に対応することとしております。

続いて、1の総括的事項についてです。

(1)は、全体的な留意事項として、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討することとし、地域の状況に精通した複数の専門家等の助言を得るなどしながら科学的根拠に基

づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることなどを記載しております。

次に、(2)は相互理解に関してであり、関係町や関係機関、関係町長意見にありました住民などに対し、積極的な情報提供や丁寧な説明に努めることとしております。

(3)は、図書の公表についてです。印刷やダウンロードを可能とすることなど、利便性の向上に努めることとしております。

続いて、2の個別的事項に移ります。

(1)は、騒音及び振動です。

アは、交通騒音及び交通振動に関し、調査地点が設定されていない工事関係車両の主要な走行ルートがあることから、必要に応じて調査地点を追加することを求める意見としております。

イは、建設騒音に関し、事業実施想定区域のうち、搬入路等検討範囲及びその周囲に住居等が存在することから、影響を回避または十分に低減することとし、「また、」として、必要に応じて調査地点の変更や追加、建設振動を対象とした調査等の実施を求める意見としております。

ウは、施設稼働後の対策について検討を求める意見です。

エは、累積的影響に関する意見です。周辺他事業は配慮書終了段階の事業のみですが、工事関係車両の主要な走行ルートについて、工事時期及び利用区域が重複する場合には適切に調査等の実施を求める意見としております。

(2)は、水質についてです。

アは、対象事業実施区域にさけ・ます増殖事業が行われている遊楽部川の上流域が含まれること、また、八雲町の水道水源の集水域が含まれることを踏まえ、水環境への影響を回避することなどの環境保全措置を求める意見としております。

イは、局所集中的な降雨の傾向も十分に踏まえた環境保全措置を求めている意見に、対象事業実施区域の表層に凝灰岩質岩石が広く分布していることを十分に踏まえたものとする、との意見を追記しました。

八雲町長から、火山性の土壌が表層に広く分布していることも十分に踏まえることを求める意見があったことから追記したのですが、これまでに表層地質に言及した意見を付したことがないため、このような表現でよいか、水質と地質の関係がより分かりやすい表現等がないか、ご意見をお伺いしたいと考えております。

(3)は、動物についてです。

アは、踏査ルートについて、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう踏査ルートを設定し直すことを求める意見です。

イは、哺乳類の調査に対する意見です。従来どおり、哺乳類の捕獲調査について、地域や対象種の特성에応じて適正な調査場所、範囲、トラップの種類とその数等を設定することを求める意見です。

ウは、コウモリ類の調査について、従来どおり、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、適切な調査等の実施を求める意見です。

エは、鳥類への影響についてですが、この区域の特性として、チュウヒやオジロワシ等の生息情報があることや、海ワシ類の集団飛来地情報があること、ノスリの渡りのルートになっていることについて述べた上で、これら鳥類の生息やバードストライクなどの影響について適切に調査、予測及び評価を実施することを求める意見としております。

従来 의견に加え、Q&Aを踏まえ、2点追記しております。

まず、6行目から7行目にかけてですが、「繁殖期を考慮し調査適期を種毎に設定するなど」とし、適切な調査に関し、具体的な例示を追記しました。また、8行目では、バードストライクに係る評価を目的とした調査に関し、「飛翔高度情報を含む飛翔軌跡データを取得できる調査地点を設定し適切に調査を実施するとともに」と追記しております。

オは、従来どおり、哺乳類や鳥類だけでなく、昆虫類等についても適切な調査等の実施を求める意見としております。

(4)は、植物についてです。

アは、植生調査の具体的な調査地点が示されていないことに対し、適切に調査地点を設定することやその根拠を準備書に記載することを求める意見です。

イは、動物と同様に、踏査ルートについて土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう踏査ルートを設定し直すことを求める意見です。

ウは、従来どおり、重要種等への配慮を求める意見です。

エも、従来どおり、外来植物について、侵略性の高い外来植物の生育状況をあらかじめ把握することや拡散防止対策を検討することなどを求める意見です。

(5)は、生態系についてです。

いずれも従来どおりの意見ですが、アは、注目種やその餌資源について、現地調査の結果を踏まえて、必要に応じて見直すことも含めて検討を続けるとともに、その経緯を準備書に記載することとしています。

イは、地域の生態系に留意し、各栄養段階の動物種及び植生について十分な調査を求める意見です。

ウは、自然度の高い植生の区域などについて、改変の回避などを求める意見としております。

(6)は、景観についてです。

従来と同様に、フォトモンタージュ作成に当たっての留意事項について意見しております。

(7)は、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

本事業は、遊楽部川清流建岩橋などが事業に係る工事関係車両の主要な走行ルートと近接しており、影響が懸念されますので、この点について述べた上で、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、適切に予測及び評価をすることとしております。ま

た、交通騒音及び交通振動と同様に、累積的影響について必要に応じて適切に調査等を実施することを求める意見としております。

最後に、（８）の廃棄物等については、従来どおり、発生量や処分量等の把握を通じ、適切な調査、予測及び評価の実施を求める意見としております。

簡単ではありますが、私からの説明は以上とさせていただきます。

ご審議について、どうぞよろしくお願ひいたします。

○露崎会長 ただいまの説明について皆様からご質問やご意見、確認事項等がありましたらよろしくお願ひします。

○大原委員 いつも同じことを言っていますが、方法書のリストについてです。

データベースを使ったとあるのですけれども、どういう範囲で検索してこのリストが出てきたかが明記されていないので、よく分からないリストになっています。

また、答申書の（３）の動物のオについてです。

「昆虫類等についても、重要な種の生息情報があることから」となっているのですけれども、もし可能であれば、飛翔性の昆虫についても十分に調査するようにとすることは可能でしょうか。

やっている調査がベイトトラップとライトトラップという夜のもので、任意採取というのはスウィーピングなので、人間の高さしかできないため、何らかの方法で高いところを飛んでいる昆虫も調べていただきたいと思ひます。

ほかのところでも言っているのですけれども、そういった調査をなかなかしてもらえないので、繰り返し言わないと駄目なのかなと思ひまして、飛翔性昆虫の調査を考えていただくような答申にさせていただけると助かります。

○事務局（川村係長） 音声途切れていて聞き取りにくい部分がありましたが、まず、1点目として、北海道環境データベースの検索に関してのご意見をいただいたという理解でよろしいですか。

○大原委員 例へば、動物の生息状況を把握するために収集した既存資料の18に北海道環境データベースがあるのですけれども、範囲を指定しないと北海道にいるものが全部出てきてしまうと思ひます。それはどこかに書いてありますか。

○事務局（川村係長） 図書には記載されていませんでしたが、前回の審議会で大原委員からご指摘をいただきまして、資料3-1の3ページの上から4つ目の質問番号追加3-21において、北海道環境データベースでどのように検索条件を設定したのかを質問しております。これに対して、対象事業実施区域を中心とした縮尺10分の1万の1の地図の範囲の図画にかかる10キロメートルのメッシュを対象に検索を行いましたという回答が得られているところです。

○大原委員 分かりました。失礼しました。

○事務局（川村係長） 2点目は答申に関してのご意見で、（３）の動物に関し、今、昆虫に関してはオの記載のみとなっているところ、飛翔性の昆虫について十分な調査を求め

る意見を追加できないかという趣旨と捉えましたが、よろしいでしょうか。

○大原委員 そのとおりです。

○事務局（川村係長） 細かいところが聞き取りにくかったのですが、今回、八雲町風力発電事業に関して、昆虫の調査手法として、他事業に比べて絶対に必要な調査の手法が抜けているということなのか、他事業でも同様な懸念はされるのだけれども、この地域については特にということなのか、その点をもう一度お伺いできればと思います。

○大原委員 他事業でもそれは要求したいと思います。

もう一点、これは、八雲町内にある山の尾根というか、高いところにつけるので、吹き上げてくる昆虫類がかなりいると思うのですね。山の頂上や尾根には吹き上げ昆虫がいて、そういったものが落とされる可能性が非常に高いので、そういった意味でも飛翔性の昆虫の調査を特に求めますということです。

○事務局（川村係長） どのように反映できるかは事務局で検討し、後日、メールでやり取りをさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○先崎委員 答申の個別的事項の動物のエの鳥類のところでは。

バードストライクについては飛翔高度情報を含む云々と書いていただいているのですが、3次質問の質問番号6-29の夜間の鳥については割と曖昧な返答です。サーマル機器等の調査は種の判別が困難だからやりたくない、意識するとそういう感じに読み取りました。

先ほどの大原委員の意見の鳥バージョンみたいな感じですが、私からも夜の渡り鳥については、大事なので、指摘したいという思いがあります。夜間の渡り鳥、もしくは、繁殖期に夜間に飛ぶ鳥類のバードストライクなどに対する影響評価をやっていただきたいと思っております、一言でいいので、答申のどこかに入れていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○事務局（川村係長） 鳥類の夜間の調査の重要性に関し、答申に何かを盛り込むということですか。

○先崎委員 夜間の渡り鳥を含めなど、ワンフレーズでもいけるのかもしれないですが、ご検討をいただければと思います。

○事務局（川村係長）

前後の流れもありますので、どのように追加するかは検討しますが、こちらについても後ほどメールでやり取りさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○露崎会長 そのほか質問やご意見等はございませんか。

個別的事項の（2）の水質のイの位置づけについて事務局からご相談がありまして、それを確認したいと思いますが、専門の方からご意見等はございませんか。

○桂委員 今回の答申案だと、凝灰岩質岩石が広く分布しているというところが、どのように水の濁りにつながるのかが分かりづらいかなという感じがします。

私は山崩れなどをやっています、気になるのですが、凝灰岩質岩石というのは地滑りが起きやすい地質だと思っています。これは、もともと、八雲町からの意見を踏まえて入れていただいていると思うのですがけれども、凝灰岩質岩石がどういうところにつながるのかについては一言入れたほうがいいかなと思います。

実は、これについては1回質問させていただいて、資料3-1の5ページの追加3-20となります。2次質問を出させていただいたのですがけれども、この地域の地質などを見てみると地滑りが起きやすそうな印象があって、そういうことを避けるようにお願いしますとしています。ですから、地滑りが起きやすいのでという一言を入れていただけるとより分かりやすいかなという気がしました。

○露崎会長 項目については、水質の中、要するに(2)のイという位置づけでも問題なさそうですか。

○桂委員 山が動いてしまうと、雨のとき、土砂が出てきて水の濁りにつながると思いますので、つながるとしたら水質のところかなと思います。

○事務局(川村係長) 今いただいたご意見を踏まえて修正したいと考えておりますが、修正後の文案について、後日、メールで確認をよろしく願いいたします。

○露崎会長 そのほかにご意見やご質問、確認事項等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問等がないようですので、ただいま審議をいただきました(仮称)北海道八雲町風力発電事業環境影響評価方法書についての答申文(案)に関しましては、個別的事項の(2)のイの部分の凝灰岩質岩石が地滑りのもとになりやすいことをもう少し分かりやすく書き足し、場所はここのままで、よりよくする、また、同じページの(3)の動物のエの鳥の調査のところに関しては、夜間の渡り鳥の調査の必要性について何らかの形で入れるということ、また、昆虫の調査についても飛翔性昆虫の調査を行うべきであるということを入れることを検討するという3点の調整を行いたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

また、そのほかの最終的な文言修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 では、後日、事務局との協議の上、私から知事に答申を行いたいと思います。ありがとうございました。

変な言い方ですが、ちょうど半分まで来ましたので、ここで10分間、3時5分まで休憩としたいと思います。

3時5分にカメラの前に再集合していただくよう、よろしくお願いいたします。

[休 憩]

○露崎会長 時間となりましたので、議事を再開したいと思います。

議事（４）は、本日が１回目の審議となります（仮称）福島町風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まず、事務局から事業概要の説明及び主な１次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（菅原主任） （仮称）福島町風力発電事業につきましては、発電所の出力規模から環境影響評価法における第２種事業に該当する事業ですけれども、昨年９月に事業者から経済産業省に対して環境影響評価その他の手続を行うという旨の通知がされましたことから方法書の作成から手続が行われる事業でして、したがって、配慮書に係る手続が行われておりません。

また、本方法書につきましては、昨年の１２月２６日から今月の２月５日までの期間で縦覧に供されておりまして、意見募集期間は２月１９日までとなっております。

また、本審議会では本年１月５日付で諮問させていただいております。

本方法書につきましては合計３回の審議を予定しておりまして、本日が第１回目の審議となります。

それでは、図書の概要についてご説明いたします。

クリーム色の図書をご用意ください。

表紙にあるとおり、事業者は福島風力開発株式会社となっております。

３ページをご覧ください。

本事業は、松前郡福島町を対象事業実施区域といたしまして、単機出力が３,０００キロワットから４,２００キロワットの風力発電機を最大１６基建設し、合計出力４万８,０００キロワットの発電所を設置する計画となっております。

関係市町村は、福島町と松前町となっております。

１枚めくっていただきまして、４ページと５ページをご覧ください。

対象事業実施区域の位置を地図上で示しております。また、本事業の現段階における風力発電機の位置が示されておりますけれども、５ページの空中写真をご覧くださいと、おおよそ尾根沿いに設置予定となっていることが分かります。

次に、１４ページをご覧ください。

設置する風力発電機の概要についてですけれども、ローター直径が最大１３６メートルで、最大高さが１８０メートルとなっております。

次に、１９ページをご覧ください。

大型部品の輸送につきましては、福島漁港から国道や道道を經由して事業区域内に輸送する計画となっております。

１枚めくっていただきまして ２０ ページをご覧くださいと、工事関係車両の主要な

走行ルートが記載されておりまして、福島町内だけでなく、松前町内の生コン工場までルートが延びています。

次に、23 ページをご覧ください。

区域周辺に存在する他事業についてですけれども、松前町側に既設、計画中のものが合わせて3事業あり、最も近いものが（仮称）松前町札前ウィンドファーム事業で、本事業区域からは約5キロメートル程度の距離があるといった状況となっております。

続きまして、区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

63 ページをご覧ください。

動物に関しまして、環境省のEADASセンシティブティマップでは、区域及び隣接メッシュにおいてチュウヒ、クマタカ、オジロワシの生息情報やノスリの秋の渡りの集結地の情報がありますし、メッシュについては注意喚起レベルA3に分類されております。また、1枚めくっていただきまして、65 ページの下側の図の猛禽類の日中の渡りルートをご覧くださいと、区域周辺に矢印が非常に固まって存在している状況が分かります。

次に、植物についてです。

90 ページをご覧ください。

現存植生図が記載されております。

こちらの凡例が93 ページに記載されておりまして、少し飛びますが、101 ページまで行きますと、植生自然度9と植生自然度10の部分を抜き出した図がございますので、こちらも併せて参照していただければと思います。

本事業区域及びその周辺は、主に植生自然度7のトリアシショウマーミズナラ群集が分布しているとされております。90 ページの図で言うと、黄緑色で横線が引いてあるようなところとなります。

また、区域と重複している植生自然度の高い群集は主に川沿いに分布しておりまして、川沿いに分布しているヤナギ高木群落Ⅳやツルヨシ群集等となりますし、区域の外の西側になると、植生自然度9のチシマザサブナ群団が広がっています。

少しページを飛びますが、190 ページには保安林の状況が記載されております。区域中央部が主に水源涵養保安林と重複しているほか、若干見にくいですが、区域の東側の飛び出している部分において土砂崩壊防備保安林と重複しています。

次に、景観についてです。

戻りまして、113 ページをご覧ください。

こちらは眺望点の状況を表した図となっておりますけれども、身近な視点場として抽出された白符ふれあいセンター等、区域周辺に複数の眺望点が抽出されております。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、118 ページをご覧ください。

区域との重複はございませんが、福島町ファミリースポーツ公園パークゴルフ場など、区域周辺から6地点が抽出されております。

次に、住宅等との位置関係についてですが、143 ページをご覧ください。

対象事業実施区域内に住宅等が存在しておりまして、また、風力発電機に最も近い住宅とは風力発電機から約 1.2 キロメートル離れた位置にあるとされております。また、風力発電機と最も近い配慮が特に必要な施設である医療機関は風力発電機から約 2.5 キロメートルの位置にあるとされております。

続きまして、第 4 章の調査、予測及び評価の手法についてです。

まず、203 ページをご覧ください。

環境影響評価の項目について、表のグレーの箇所がアセス省令の参考項目ですけれども、陸上風力として一般的な項目のうち、重要な地形、地質に対する地形改変及び施設の存在に係る項目を除いておおむね選定されております。

重要な地形、地質については、206 ページに記載のとおり、区域内に重要な地形、地質が存在していないということから非選定としたとされております。

また、207 ページから 218 ページにかけて、専門家ヒアリングの結果が記載されておりまして、動物及び植物について専門家に対してのヒアリングを実施しております。

続いて、環境影響評価の手法についてです。

項目を絞りつつ、資料 4-1 の 1 次質問及びその回答のご説明と併せて進めさせていただきますので、資料 4-1 も図書の横に用意していただきますようお願いいたします。

まず、図書の 220 ページから 231 ページにかけて、騒音、振動等に係る調査手法が示されております。231 ページに調査位置が地図上にまとめられておりますけれども、資料 4-1 の 7 ページの上から 4 番目の質問番号 4-15 におきまして、工事用車両の主要な走行ルートが松前町まで延びているにもかかわらず、本図の範囲外に調査地点を設定する必要がないと考える根拠について質問しております。これに対して、事業者からは、基礎コンクリート打設時にミキサ車の走行が集中するのは北側の生コン工場より北の範囲となるため、本図の範囲内で調査地点を設定したといった旨の回答がございました。

図書に戻りまして、232 ページから 236 ページにかけて、水質に関わる調査手法が示されております。

そのうちの 235 ページをご覧ください。

水質調査地点とその集水域が示されておりますけれども、資料 4-1 の 7 ページの下から 3 番目の質問番号 4-18 の①から③において、調査地点よりも下流側に事業区域が存在する地点について、さらに下流に調査地点を設定する必要はないかを質問しました。これに対して、事業者からは、これら下流の地点は搬入路として区域に含めているが、道幅が比較的広い道路であり、濁水の原因となる大規模な道路造成は行わないということを想定しているため、より影響の受けやすい地点に設定している、今後の検討を踏まえ、調査地点については適宜見直しを行うとの回答がございました。

次に、図書の 239 ページから 259 ページにかけて、動物について、各調査の手法が示されております。例えば、哺乳類の捕獲調査や自動撮影調査地点については 248 ページに調査地点が記載されておりますけれども、フィールドサイン調査を行う踏査ルートについて

は記載されておられません。

このことについて、資料 4-1 の 8 ページの質問番号 4-22 の①において、踏査ルートについてどのように考えているのかという質問をいたしました。これに対して、事業者からは、図書の巻末資料 4 に努力量が記載されているのですけれども、そこに記載されている努力量を目安とし、既存の道路や林道を中心に安全にアクセスできる場合は風車設置の尾根部や周辺の谷部も含めて生息する動物相の把握に資するよう留意して選定する、踏査したルートについては準備書で示すといった旨の回答がございました。

図書の 260 ページから 265 ページにかけて植物についての調査手法が記載されております。こちらにも動物と同様に踏査ルートについての記載がないほか、植物に植生調査のコードラートを設定する地点の範囲のみが示されている具体的な地点が示されておられませんので、資料 4-1 の 8 ページの一番下の質問番号 4-26 で質問をしております。

①は踏査ルートについての質問ですので、割愛します。

②の植生調査について、各植物群落を代表する地点をどのように決定するのか、また、何か所程度を設定するのかを質問しました。これに対して、事業者からは、現地調査により分布している植物群落の状況等を踏まえて各群落の典型部分を選び、植生調査を実施する、地点数については、各群落の広がりや分布にもよるが、1 か所から 3 か所程度のコードラートを設置する予定との回答がありました。

最後に、景観についてです。

図書の 277 ページから 280 ページにかけて調査手法が記載されております。この中で抽出した主要な眺望点から可視領域内に位置するものが 279 ページに掲載されておりますが、これらの眺望点を調査対象とするといった旨が記載されております。

これに関して、資料 4-1 の 9 ページの質問番号 4-28 でフォトモンタージュを活用したアンケートを実施するかを質問しました。これに対して、事業者からは、アンケートの実施は予定しておらず、説明会等を通じて意見聴取に努めるといった旨の回答がございました。

本事業についての説明は以上となります。

なお、今回、説明には用いませんでしたけれども、資料 4-2 は資料 4-1 の補足の資料となります。鳥類の定点観察地点からの視野範囲や鳥類の標識調査結果を事業者が収集して整理したもの等が記載されておりますので、適宜、参照していただきますようお願いいたします。

今後の予定でございますけれども、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。審議会終了後にメールにて依頼させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

私からは以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくをお願いいたします。

○露崎会長 ただいまの説明について委員の皆様から質問や意見、確認事項等があればよ

ろしくお願いいたします。

結局、植生調査は調査数を幾つにするという回答はないのですよね。

○事務局（菅原主任） 目安として、各群落において1地点から3地点程度というような回答があったかと思います。

各植物群落に何か所程度のコードラートを設定するのに対しては、各植物群落の広がりや分布にもよりますが、1か所から3か所程度のコードラートを設定する予定とされていて、これが最終的に全体として何か所になるのかはまだ示されていない状況です。

○露崎会長 群落数が幾つあるかは分からないから幾つ調べるかも分からないという感じですか。

○事務局（菅原主任） そうですね。

○露崎会長 分かりました。それも含めてQ&Aを考えたいと思いますので、よろしく願いします。

○先崎委員 1次質問の質問番号3-2についてです。

鳥類標識調査の結果で、追加資料も示していただいたのですが、分かりにくいです。年は無視していいと思うので、横軸に日付で縦軸に個体数の図をつくって欲しくないかという要望をしていただきたいと思いました。期間は何でこれだけなのかは分からないのですが、10年分くらいですかね。白神岬のものでいいのかもしれないのですが、それをお願いしていただきたいと思います。

もう一点、データのところです。

多分、最近はもうやられていないのですが、福島町千軒でも標識調査をやられていて、データがあるはずですので、そちらについても同様に追加したほうがいいのではないかと指摘をお願いします。

○事務局（菅原主任） 一つ目のご指摘について1点確認させていただきます。

イメージとしては、今、事業者から示された資料は年ごとの報告書のものをグラフ上に転記したものとなっているけれども、年は関係なく、全部を合算したもので日付ごとにするということですか。

○先崎委員 異なる年の同じ日だったら、横軸の同じ日のところにプロットが複数個できるようなイメージです。

○事務局（菅原主任） そうなると、縦に伸びるのではなく、横が増えるということですかね。

○先崎委員 いえ、横は日付で、縦は個体数です。

例えば、異なる年の同じ日のデータがあったとしたら、個体数が同じでない限り、同じ日のところに二つのプロットが出るわけですよね。

露崎会長がご存じではないかと思いますが、聞いていただければと思います。すごく単純なグラフでして、それを種ごとにやっていただければいいのではないかなということですか。

なお、年の区別をしたいのだったら、年ごとに折れ線プロットみたいな感じですればいいのではないかなという気もしています。

○事務局（菅原主任） 今回のグラフは種で分けて書いているのですけれども、それは維持したままですか。

○先崎委員 これは種で分けているわけではなく、種に積み重なっているわけですよね。

○事務局（菅原主任） そうですね。

○先崎委員 でも、これだと各種の個体数がほぼ分からないですし、変動も分からないので、種ごとにプロットをつくっていただきたいということです。

この図だと、山が各年で1個出てくるような感じで横に長くなり過ぎているのです。つまり、年ごとに図を分けるのではなく、一緒にしてくださいということです。

○事務局（菅原主任） イメージとしては、年ごとに分けるのではなく、種ごとに分けて、その種の中で比較をしたいのだったら、その種の年度比較を出せばいいということですか。

○先崎委員 そうですね。同じ種については一つの図の中で比較できるようにしてほしいということです。

○事務局（菅原主任） 承知いたしました。

○先崎委員 それから、確認ですけれども、このデータはちゃんと使用の許可を取っているのかは確認されたほうがいいと思います。

○事務局（菅原主任） 事業者から引用の許可を取ったという旨は報告を受けております。

○先崎委員 日付と併せ、確認番号も出してもらったほうがいいかもしれません。

○事務局（菅原主任） 承知いたしました。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○大原委員 前回と同じですけれども、高いところを飛んでいる昆虫の調査もぜひやってくださいということが一つです。

また、専門家へのヒアリングのところでも書いてあるのですけれども、リストの中にモートナイトトンボがあります。図書の2-21で、これは北海道では絶滅してると言われている種なのですよね。北海道で絶滅が確認されているのはこの種ぐらいだと思うのですけれども、結局、このリストは何なのだろうと考え直してしまいました。

確認一覧と書いてあるのですけれども、絶滅した種も入っているというのはどういうことなのか、絶滅しているけれども、過去に記録があったので、重要だという意味なのでしょうか。このあたりがどうなのかなと思った次第です。

○事務局（菅原主任） これは文献調査になりますので、今お話の中でもありましたとおり、基本的には文献に記載されているもので、多分、その段階では解釈等をせず、網羅的に記載したのだと思います。

そういうことをすると、今、例を出していただいたとおり、既知の文献で絶滅が確認されている種が掲載されるようなことになる場合も生じるのかなと思っております。

○大原委員 絶滅した種が並べるのはこれからのアセスメントをやるときに意味があるの

でしょうか。

○事務局（菅原主任） 今の段階では文献上の確認種を並べているだけで、これから現地調査をして何がいるかをはっきりさせていくかと思えます。ですから、この段階で絶滅した種が交じっているから具体的に何かの問題が生じるということは想定されないかなと考えております。

○大原委員 逆に、絶滅した種がそこにいたということで、かなり慎重にならないといけないと考えればいいですか。

○事務局（菅原主任） 場合によってはそうですね。絶滅しているのでも、現地調査では見つからず、それで終わりかなと思えますけれども、例えば、絶滅の知見の確度といいますか、絶滅しているという情報がしっかりと確認されている範囲からちょっと外れていたりすると慎重にという話になりやすいのかなということかと思えます。

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問がないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

ありがとうございました。

それでは、これより議事（5）に入ります。

本日が2回目の審議となります（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業環境影響評価方法書についてです。

この議事につきましては、事務局から最初に説明がありましたように、非公開箇所に関するご意見やご質問等がある場合には、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設けて審議を行うことといたします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際にはお申し出ください。

それではまず、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○事務局（下田主事） まず、図書を用いて事業概要を簡単にご説明いたします。

（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業の紫色の図書を用意していただければと思います。

まず、図書の5ページをご覧ください。

対象事業実施区域が載っておりまして、古平町及び余市町に位置する計画であります。区域南側の仁木町は関係市町村とされております。

続きまして、区域及びその周囲の概要についてご説明いたします。

まず、動物についてですが、63ページをご覧ください。

EADAS のセンシティブティマップでは、区域及びその周囲が位置するメッシュについては注意喚起レベルCのメッシュ、65ページの海域版ですと注意喚起レベル1のメッシュが確認されておりまして、少し戻りますが、58ページにクマタカの生息情報が周囲に確認さ

れております。また、56 ページをご覧くださいますと渡りルートの図が掲載されておりました。対象事業実施区域の北側に海ワシ類の日中の渡りルートが確認されております。

次に、植物についてですが、85 ページをご覧ください。

対象事業実施区域には植生自然度 9 または植生自然度 10 の植生が存在しております。対象事業実施区域に当たる北部エリアは、植生自然度 9 がエゾイタヤミズナラ群落等で、植生自然度 10 がオオヨモギーオオイタドリ群団となっております。

次に、重要な自然環境のまとまりの場についてですが、118 ページをご覧ください。

対象事業の実施区域には植生自然度の高い場所や保安林が存在しております。また、区域周辺にはニセコ積丹小樽海岸国定公園や余市鳥獣保護区特別保護区が存在しております。

次に、配慮が特に必要な施設についてですが、156 ページをご覧ください。

環境保全上配慮すべき施設のうち、最も近接している福祉施設が風力発電機の設置想定範囲から約 2.3 キロメートル離れたところに位置しております。

また、隣の 157 ページには住宅の配置の概況が示されておりました。風力発電機の配置想定範囲に最も近接する住宅とはおよそ 1.5 キロメートル離れております。

次に、景観についてですが、大きく飛びまして、402 ページをご覧ください。

主要な眺望点及び身近な眺望点ですけれども、周辺には、円山公園など、13 地点が存在しておりました。このうち、垂直見込み角が最も大きくなる地点が 2 の明和地区住民集会所で、5.5 度となっております。

簡単ですが、事業概要の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料 5-1 の方法書についての意見の概要と事業者の見解をご説明いたします。

表紙、目次とめくっていただきますと 1 ページとございまして、公告、縦覧の状況が記載されております。公告については日刊新聞で行ったほか、関係市町村の広報誌やダイレクトメール、事業者ウェブサイト等により周知されたとのことです。

2 ページの中ほどに縦覧者数が掲載されておりました。合計 13 名とのことです。

2 ページの下段から 3 ページにかけて説明会の開催状況について記載されております。古平町の会場では 11 名、ページをめくりまして、余市町の会場では 100 名、仁木町の会場では 122 名の参加があったとのことです。

同じページの一番下に意見書の提出状況が記載されておりました。同一人物、同一日付、同一内容の 2 通を含めまして 75 通あったとのことです。

4 ページから方法書について提出された意見と事業者の見解が記載されております。意見の概要についてですが、個別の意見をこの場でご紹介するのは時間的に厳しいので、一部を抜粋してご紹介したいと思います。

まず、13 ページをご覧ください。

ナンバー18 の意見です。

事業実施のための調査や住民に対する説明が不足しているということについて意見されております。これに対して、事業者からは、今後、方法書の記載内容に基づき、現地調査、予測及び評価を実施し、環境影響評価準備書として取りまとめを行うこととしており、引き続き、手続を通じて情報開示に努め、地域の皆様をはじめ、多くの方々に本事業についてご理解をいただけるように丁寧な説明に努めること、また、自治会においては自治会単位の対話の会の場を設けていただいていたので、引き続きそのような形での意見交換等を行いたいと考えていると述べられております。

次に、30 ページをご覧ください。

ナンバー51 の意見です。

こちらは鳥類やコウモリ類、景観への影響を懸念する意見です。これに対して、事業者からは、動物、生態系等に関し、事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物、植物、生態系等の自然環境については、今後、環境影響評価手続を通して現地調査や地域の状況に精通した専門家の助言等に基づいて予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を行って自然環境への影響を回避、低減できるよう事業計画を検討しますとのことです。また、景観については、今後、環境影響評価手続を通しての現地調査を行い、フォトモンタージュの作成による予測、評価を実施し、景観への影響を回避、低減できるよう事業計画を検討しますとのことでした。

なお、景観や生態系に関する影響への懸念の声はこの意見のほかにも多数提出されております。

次に、47 ページをご覧ください。

ナンバー73 の意見です。

土砂災害への影響を懸念する意見でして、具体的には、沖村川を横断する経路や左股沢と右股沢の上部等への道路や風車の設置を懸念するものです。これに対して、事業者からは、沖村川を横断する経路については送電線ルートの候補の一つとして対象事業実施区域に含めており、道路用地としては想定していないとのことです。左股沢、右股沢の上部については既存林道を活用した管理道路のルートとして対象事業の実施区域に設定しているとのこと、これらの区域における地滑り地形や土砂災害等、防災計画上留意すべき地域での計画に際しては、現地調査、地質調査、安定解析等を行い、関係機関と十分に協議を行って設備、設計を進めるとのことです。

簡単ではありますが、資料 5-1 の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料 5-2 に沿って 2 次質問とその事業者回答について説明いたします。

資料 5-3 につきましても、併せてお手元にご用意をいただければと思います。

まず、3 ページをご覧ください。

質問番号 3-6 です。

植生自然度 9 の地域が相当な面積を占めているように見えますが、植林、2 次林のところのみに風力発電機を配置するということなのか、風力発電機配置検討に当たっての事業

者の検討方針について質問しました。これに対して、事業者からは、先行調査に基づく現存植生図による植生自然度を図書の100ページの3.1.5-18の図に示しておりまして、現時点では、その現存植生図から植生自然度9の箇所を避けて配置できる可能性があるかと判断している、また、今後の現地調査の結果に基づき、最終的に自然度9と判断される場所は回避するような配置を検討すると回答しております。

なお、こちらは非公開資料になりますけれども、資料5-3の1ページ、別添資料2-1と隅に書いてある図に関しては、風車の配置について、現存植生図と重ね合わせたものに修正いたしましたと記載があるので、委員の皆様はご確認ください。

続きまして、同じページの質問番号3-8です。

図書の95ページの図を見ますと優占種調査地点が西側に偏っておりますが、なぜ東側の優占種調査を実施していないのか、また、以降の対象事業実施区域及びその周辺の植生図の東側エリアは優占種の調査をせずに作成したということかと質問しました。これに対して、事業者からは、区域は低標高の海側から高標高の山側に向かって植生タイプが変化し、植生自然度も高くなる傾向があると推察し、また、東側は植林等の人為影響が多い一方で、天狗岳に至る西側の尾根は自然性が高いと予想されたため、より自然性の高いエリアでサンプリングを行うことが重要と考え、西側エリアで優占種調査を行った、現段階では東側と西側の結果を踏まえた空中写真の判読で概略の植生を把握できていると考えており、今後、詳細な現況調査を行い、植生判読の精度を高めてまいりますとのことでした。

次に、4ページをご覧ください。

質問番号3-9です。

図書の100ページの3.1.5-18の図について、1次質問での回答を受けた上での質問となります。判別する縮尺が2倍になっても元の判断のコアとなる部分は存在するので、植生自然度がこのように劇的に変わり得るとは考えにくいのではないかと質問をしております。これに対して、事業者からは、環境省自然環境局生物多様性センターの2.5万分の1植生図を基にした植生自然度については、5万分の1植生図を使用する場合も含め、植生自然度を利用する際の注意事項として、北海道の5万分の1植生図の自然度9のエゾイタヤシナノキ群落は自然度7の2.5万分の1植生図では広範囲にシラカンバーミズナラ群落と接しており、植生の内容はあまり変わらないのに自然度が異なることがあるとあり、当該地もこれに当てはまると考えられるためと回答しております。

参考として、資料5-3の2ページ、隅に別添資料3-9と書いてある図があるかと思いますが、こちらが対象事業実施区域に近く、さらに標高配分も類似して5万分の1植生図としてはエゾイタヤシナノキ群落が多くを占める寿都の歌棄における5万分の1植生図と2.5万分の1植生図の比較図を示しております。

この図によって、5万分の1植生図ではエゾイタヤシナノキ群落が多くを占めるものの2.5万分の1植生図ではシラカンバーミズナラ群落に置き換わり、多くを占めていることを示した上で、現地の実情を踏まえて評価を行う必要があると回答しております。

最後に、11 ページをご覧ください。

質問番号 6-18 です。

1 次質問で、動物の調査で墜落缶を使用しない理由として、専門家意見に加え、使用した場合の捕殺が避けられないことから、鳥獣保護法の理念に基づいて使用しないこととしていたとの回答を得ているのですが、これに対して、対象事業実施区域及びその周囲の状況を確実に把握し、より正確な調査を実施するためには、墜落缶トラップも使用してほしいということ、また、捕殺の可能性については、確認頻度を高くし、捕獲後速やかに放獣することで低減することが可能と考えられ、確認頻度に係る事業者の方針について質問をしました。これに対して、事業者からは、哺乳類の捕殺を最小限にとどめる観点から、春季に 1 回、シャーマントラップと同様に 1 地点当たり 20 個で 2 晩を 16 地点で実施し、目的の小型哺乳類が捕獲されて動物相としての把握が十分にできた場合、秋季調査は墜落缶トラップを実施しないことを検討しますとの回答を得ております。また、墜落缶トラップを実施する際の確認頻度についてですが、設置翌日は昼間に 2 回確認し、翌々日は午前中に墜落缶トラップを回収いたしますとの回答も得ております。

図書の概要及び資料の説明については以上となります。

今後の予定ですが、ほかの事業と同様、委員の皆様には事業者への 3 次質問の作成を依頼させていただきたいと思っております。メールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 念のため、確認いたします。この議案については必要に応じて非公開審議を行います。一通りの審議の終了の後、非公開審議の希望の有無を確認しますので、必要性を感じましたら、そのときに挙手ないしは何らかの形で連絡を下さい。よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして、ただいまの説明について委員の皆様から質問やご意見等をお願いいたします。

○白木委員 遅れて出席し、すみませんでした。

図書の 355 ページの調査方法が書いてある箇所の表中の 5 の調査期間等の②の鳥類の B の希少猛禽類のところですが、希少猛禽類の定点観察法で 1 年間実施となっています。通常であれば 2 営巣期を含む 1.5 か年というふうになると思うのです。

なぜ 2 営巣期かというと、例えば、繁殖しない年や途中で失敗する年があるなど、年変動があり、それによって高頻度利用域が変わりますし、繁殖しない場合はそこからいなくなってしまうようなこともあるからです。

ここを読みますと、各月 1 回の調査を基本として、風車建設位置が隣接する繁殖ペア等の干渉行動や旋回飛翔が集中する場所であり、営巣中心域を含む場合は次期の繁殖圏の調査を追加実施するとあるのですが、結局、ここに書いてあるように、そこがどのような使

われ方をしているかをつかむためにはやはり2営巣期が必要なので、当初より2営巣期を含む1.5か年とするのが適切であろうと考えられるわけなのです。

これをどんなふうに尋ねたらよいかは分からないのですけれども、なぜ初めから1年しかやらないとしているのかを確認していただきたいと思います。

○事務局（下田主事） こちらは3次質問で事業者に質問したいと思います。細かい文言については後ほどメールでご確認をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 ほかに質問やご意見等はございませんか。

○先崎委員 今回の白木委員の質問に関連するところで、希少猛禽類の各月1回の調査というのがどういう基準で決まるのかを具体的に聞いていただきたいと思います。

3日間と書いているのですけれども、希少猛禽類にはいろいろな種がいて、その種数を1か月に1回の3日間の調査で十分に調査できるのかも含めて聞いていただきたいなと思います。

もしかしたら質問番号追加 6-36 の回答に関連する質問かもしれないので、その3次質問でもいいかもしれないのですけれども、よろしくをお願いします。

○事務局（下田主事） かしこまりました。3次質問で質問をさせていただきます。細かい文言については後ほどメールでご相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○先崎委員 もう一つありまして、2次質問で質問しそびれたことですのでけれども、1次質問の質問番号3-4の夜間の渡り鳥の話についてです。

ボイスレコーダーで調査し、日の出前、日没後に目視をしますという回答ですけれども、ほかの事業でも指摘しているとおりで、レコーダーでは鳴かない鳥のデータは全く取れないですし、鳴かない鳥が多数派なので、あまり意味がありません。また、目視だと見えないので、暗視機器でやってくれないかということを追加で聞いていただきたいと思います。

○事務局（下田主事） 3次質問でお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

○先崎委員 もう一個追加です。

359 ページの 6-2-2 の表 (23) のところの一般鳥類の IC レコーダーによる鳴き声確認 (夜間) とありまして、「1 地点当たり 1 台を 2 晩設置し」と書いています。

今、録音機器は録音容量もバッテリーもそれなりにあって、何も2晩にこだわることはないのではないかと思いますので、もっとたくさんやったほうがいいのではないかとこの指摘をしていただければと思います。

理由としては、2日間だと、天気が悪かったり条件が悪かったりしたら大したデータが取れない可能性もあるからでして、よろしくをお願いします。

○事務局（下田主事） 具体的にこのぐらいの時間録音したほうがいいというのは特になく、条件がいいときに取れるよう、取れるまで頑張ってくださいということですか。

○先崎委員 できるだけやればいいのかということでもいいと思います。

○事務局（下田主事） かしこまりました。後ほど確認させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○露崎会長 ほかに質問やご意見等はございませんか。

○奈良委員 資料 5-1 で 75 通にわたる意見が出ているということで、多くは風力発電事業自体に対して反対というか、懸念を示している意見が多いのですけれども、事業者には、今後、これらの意見を十分把握して動いていっていただきたいなと思います。

402 ページの可視領域を見ますと、古平も余市も仁木も住宅がたくさんある場所がほとんど可視範囲に入っているのですね。住民の方々の心配や懸念が多く声に出ているということだと思いますので、今後、これらに対する説明をきちんとやっていただきたいなと思います。

○事務局（下田主事） そちらの意見も 3 次質問の際に提示したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○露崎会長 よろしくお願ひします。

大原委員、お願ひします。

○大原委員 先ほどと同じですけれども、飛翔昆虫について懸念されるので、調査を何らかの形でしていただきたいです。特に古平側は尾根に立つようなので、吹き上げ昆虫の調査は必要かなと思います。

また、昆虫の調査でピットフォールを使うのですよね。先ほどの資料 5-2 の質問番号 6-18 のところに墜落缶のトラップをやらないのですかということがあって、トガリネズミの殺傷を気にされているのですけれども、昆虫のピットフォールにもトガリネズミがかなり入りまして、その説明とここの説明はどのように整合性を持つのが気になりました。

昆虫は、一晩置くとなると、入っているものはほとんど死んでしまって、トガリネズミの密度が多いところは非常に頻繁に昆虫のトラップによく入りますので、そこをどう考えているのかということです。

○事務局（下田主事） 飛翔昆虫と吹き上げ昆虫については事業者に質問としたいと思います。トガリネズミに関しても後ほど文面等を確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○露崎会長 大原委員、後ほど Q&A を相談するというところでよろしいですか。

○大原委員 はい。

○露崎会長 よろしくお願ひします。

白木委員、お願ひいたします。

○白木委員 Q&A の 2 ページの質問番号 3-3 です。

海ワシ類の渡りルートに関して、調査手法に反映した部分があれば示してくださいという 1 次質問をしたところ、渡り時期を考慮した上で沿岸域に調査地点を設けるなど反映しておりますという回答なのですが、この渡りの時期というのは渡り鳥調査の時期に反映されているということなのでしょうか。

○事務局（下田主事） 整理し切れていないのですけれども……

○白木委員 355 ページに渡り鳥調査の定点観察法とあるのですが、ここに反映しているという意味ですか。

○事務局（下田主事） 少々お待ちください。

○白木委員 355 ページの C の渡り鳥というところです。

要するに、これがどこにどう反映されているのかがよく分からないということです。渡り時期をどう考慮し、その考慮された時期がどこに示されているのか、あるいは、考慮した調査地点がどこにあるのかが分かるように教えていただきたいということです。

○事務局（下田主事） 373 ページの 6.2-4 の図（9）が動物の調査位置の渡り鳥の調査位置なのですけれども、そのうちの St.7 が沿岸域にある定点観察法の調査ポイントになっています。

この図だけだと分かりづらいということですか。

○白木委員 St.7 というのが海ワシ類の渡りを考慮した調査地点ということですか。

○事務局（下田主事） それについての記載は見当たらないので、St.7 という地点が海ワシ類のことを考慮した地点かどうかについて3次質問で確認したいと思います。よろしくお願いいたします。

○白木委員 地点のことだけではなくて、調査時期に関しても目安の渡り時期を考慮したとありますよね。先ほど申し上げた 355 ページの C の渡り鳥の定点観察の3月から5月と9月から11月と書いてあって、適期とは言えないのではないかと思うのですが、これが考慮された後の時期なのかどうかということを確認していただきたいと思います。

○事務局（佐々木環境政策課長） 今、白木委員におっしゃっていただいたように、質問番号3-3の調査がどういうものか、図書によりますと、355 ページに時期、また、St.7 と示されているのですが、これの関連性がよく分からないということだと思います。その件に関しましては、こちらから事業者に質問させていただきます。

なお、質問内容については確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白木委員 よろしくお願ひします。

○露崎会長 そのほかに質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 では、ほかに質問やご意見等がないようですので、ここで非公開審議について確認いたします。

委員の皆様から非公開箇所に関しまして質問や意見等がある場合には、挙手でも音声でも結構ですが、こちらにその意思表示をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 非公開の部分を含め、ほかにご意見やご質問がないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

それでは、本日最後の議事となります議事（6）に移ります。

議事（6）は、本日が1回目の審議となります（仮称）松前2期風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

まず、事務局から事業概要の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（道場主任）

まず、本事業に係る手続の経過について簡単に説明してまいります。

松前2期風力発電事業は、東急不動産株式会社が松前町に風力発電所をつくるという計画で、配慮書については令和2年、方法書については令和3年に当審議会でご審議をいただきまして、それぞれ知事意見を発出しております。

これからご審議をいただく準備書は、事業者による縦覧は本年の1月10日から2月13日まで実施され、当審議会への諮問は1月17日付でさせていただいたところであり、現段階では縦覧期間は終了しております。

それでは、事業の概要について、図書と資料6-1と資料6-2を使いながら説明させていただきますので、それぞれご準備をよろしくお願いいたします。

なお、資料6-2についてです。

ちょっと分かりにくいのですが、別添資料15-1と別添資料15-4、また、別添資料17-2に写真や位置図などが入っています。一部、非公開情報を含んでおりますので、この写真の内容や希少種の位置に言及する場合は非公開審議の場面に言及していただきたいなと思いますので、ご留意をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、黄緑色の分厚い図書が2冊あるのですけれども、そのうちの1冊目の3ページをご覧ください。

事業の概要が書いてあるのですけれども、発電所の出力が最大5万1,600キロワットで、単機出力が4,300キロワットの風車を12基設置するという計画となっております。方法書段階から増減はありません。区域の面積が約739.3ヘクタールとなっております。そのうちの改変規模が約24.5ヘクタールとなっております。

対象事業実施区域が松前郡松前町になります。図書で言うと5ページ以降の図に区域と風力発電機の設置位置が示されておりますが、この事業は、エリア1からエリア3まで、3つのエリアに分かれておまして、一番北側のエリア1が9基、真ん中のエリア2が1基、一番南のエリア3に2基を設置する計画となっております。

5ページの図では分かりにくいのですけれども、ページをめくっていただくと、それぞれのエリアに拡大された図が載っています。その中に青色の丸で示された部分があるのですが、これがリエネ松前風力発電所ということで、旧（仮称）松前北部風力発電事業の既設風力発電機になります。

次に、方法書以降の事業計画の変更内容についてです。

13ページをご覧ください。

こちらの図の中に書いてある破線部が方法書段階の区域になりまして、黄色の丸が方法書段階の風車位置となっております。こちらでもエリアごとの詳細が次のページ以降に記載されているのですが、エリア1については改変が生じない部分である南と北の端の部分を区域から除外しております。

ページをめくりましてエリア2があるのでありますが、こちらを見ますと、北部を改変しないことを理由に区域から除外しております。方法書時点で設置を予定していた風車なのですが、風評観測結果のほか、猛禽類の調査結果の営巣地や活動範囲に基づいて、今回、エリア1に設置箇所を移動しております。

最後に、エリア3について、16ページを見ますと、こちらでも北部の改変が生じない箇所としまして区域から除外し、郵送路及び変電所として改編する箇所を新たに区域に追加しております。

なお、こちらでも方法書段階で除外したエリアに設置を計画していた風車2基は、エリア2と同様の理由でエリア1へ設置箇所を移動しております。

次に、41ページをご覧ください。

対象事業実施区域及びその周辺における風力発電事業についてです。

図のとおり、既設、計画中の風力発電が複数ありまして、先ほども紹介しましたリエネ松前風力発電所が本事業の対象事業実施区域と重複しており、この事業が累積的影響の対象事業となっております。

次に、区域の概況についてです。

59ページをご覧ください。

重要な地形、地質に関する記載がありまして、62ページに図が載っているのですが、海成段丘である松前段丘が区域と重複していることが分かります。

次に、74ページをご覧ください。

こちらがEADASのセンシティブティマップですが、オジロワシやチュウヒ、クマタカの生息情報から対象事業実施区域の一部がA3及びBと重複しておりまして、A3がオレンジでBが緑色です。

次に、96ページと101ページです。

こちらは対象事業実施区域の植生についてで、改変区域の植生は、ササ群落やススキ群団、オオヨモギ群落などの代償植生のほか、植林地や耕作地植生が多く、植生自然度2から植生自然度6が大部分を占めております。

96ページが植生図になりまして、101ページに行くと植生自然度の図が出ております。どちらも区域が広く、以降のページにエリアごとの詳細図が出ておりますので、こちらをご参照ください。

また、122ページから126ページには重要な自然環境のまとまりの場が示されておりまして、そのうち、重要な植物群落として、松前―江差海岸台地上のミズナラ・イタヤ林が存在しており、こちらが対象事業実施区域と重複しているのですが、先行植生調査

にて、文献情報から範囲が縮小しているということです。詳細が図書にも載っているのですが、資料 6-2 の別添資料 3-2 の特定植物群落の縮小資料を Q&A でいただいております。こちらのほうが分かりやすいかなと思うので、こちらでご確認をいただければと思います。

緑色で示している図があるのですが、こちらが文献情報で示されていた特定植物群落の範囲で、その隣に緑色で示された部分が赤色に変わっているものがあるため、赤色の部分が現地調査による確認で判明した特定植物群落の範囲となっております。ただ、赤色の範囲と比較すると、改変区域と特定植物群落が重複していないことが分かります。

図書に戻りまして、この図には道立自然公園や保安林の記載もあるのですが、いずれも改変区域内ではないとされております。

図書の 153 ページをご覧ください。

こちらは、区域周辺の住居等についてです。

最近接の住居と風車の離隔距離ですが、一番近いところはエリア 1 の最北端です。154 ページを見たら分かりやすいのですが、北部の風車と 0.5 キロメートルの離隔距離となっております。また、配慮が特に必要な施設の最短距離は、エリア 3 になりまして、156 ページに載っているのですが、こちらの南部にある福祉施設が該当しまして、図の緑色の⑩で、0.7 キロメートルとなります。

この事業区域の概要は以上です。

続いて、第 10 章の環境影響評価の結果について紹介していきたいのですが、こちらも量が非常に多いので、一部の項目を抜粋し、簡単に説明してまいります。

まず、494 ページをご覧ください。

騒音についてです。

工事中資材等の搬出入に伴う騒音の予測値が示されております。こちらは調査地点なのですが、戻りまして、444 ページに図があるので、適宜、ご参照ください。

まず、予測結果としましては、事業により、平日、土曜日のいずれも平時より 2 デシベル増加することが予測されておりますが、参考資料としています幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準を下回るということから、環境保全の基準との整合が図られていると評価しております。

次に、500 ページをご覧ください。

建設機械の稼働に伴う騒音について、こちらに予測結果が出ておりまして、超過している地点が幾つか見られるのですが、現況値からの増加分はゼロであり、既に環境基準値を超過していた地点であったとされています。

次に、施設の稼働に伴う騒音ということです。飛んで、567 ページから 598 ページにかけて、既設のリエネ松前風力発電所との累積的影響を予測した図があります。現況の値には既設風車の騒音影響が含まれているということで、そこから新設による寄与値の増加分を合成して累積的影響を予測しておりますが、いずれの予測値も指針値以下であると書か

れております。

また、施設の稼働に伴う超低周波音の累積的影響については 649 ページから 652 ページに書いてあります。予測地点での超低周波レベルを感じる最小音圧レベルは全て下回っておりまして、累積的影響についても同様に最小音圧レベルを下回るという結果が出ております。

741 ページをご覧ください。

次に、風車の影についてです。

こちらは、環境省の資料において示されている海外のガイドラインの指針値を参考に予測、評価を行っておりまして、ガイドラインの指針値を超過する住宅が複数あるのですけれども、風車設置方向に植生や建造物といった遮蔽物があることから、風車の影による影響が生じる可能性が低いと評価しております。

この図書の内容を受け、資料 6-1 の 6 ページの質問番号 15-1 と質問番号 15-2 で遮蔽物とはどのようなものなのかを伺っております。資料 6-2 の別添資料 15-1 と別添資料 15-4 に非公開情報の大きい写真が載っておりまして、遮蔽物の状況については別添資料 2 に記載されておりますので、適宜、ご参照をいただければと思います。

簡単に説明しますと、大きい地図で風車と住宅の位置関係が示されておりまして、地図内に丸で囲まれた数字があり、その地点の詳細な写真が次のページから載っています。

小さく注記で書かれているのですけれども、写真の中の赤線で囲ったところが確認された遮蔽物としておりまして、家の辺りに赤丸がついているのですけれども、新設の風力発電機の実際の気象条件を考慮する場合、実際に影のかかる時間が年間 8 時間を超える地点だということを示しております。

風車の影の評価結果については、資料 6-1 の 7 ページの質問番号 15-5 にて、具体的な環境保全措置について、また、ガイドラインの指針値を超過している住宅が 75 戸以上あるということから、影響が低減されていると言えないのではないかということ、影響が低減されているのであればそのことが分かるものを用意してほしいということの 3 点を質問しました。これに対して、事業者からは、まず、具体的な環境保全措置については、方法書より風力発電機の設置箇所を変更して可能な限り風力発電機との離隔距離を住宅等から取って影響の低減を図ったこと、また、指針値を超える住宅が 75 戸以上あるということについてですが、実際の気候条件を考慮する場合には 4 戸となるという回答をもらっております。

それが分かる資料が欲しいという質問に対しては、数値のシミュレーションでは植栽や建造物等は考慮しない状態であって、現地調査において先ほどお示ししました別添資料 15-1 のとおり、各地点の遮蔽状況については記載しておりますとの回答があったのですけれども、より詳細な見解を伺う必要があると私たちも考えましたので、2 次質問で改めて評価の妥当性を確認できる回答を求めようと思っております。

次に、動物についてです。

768 ページをご覧ください。

まず、コウモリ類についてです。

コウモリ類の調査位置が本ページから 780 ページぐらいまでに示されているのですけれども、調査の解析結果が 778 ページ以降に示されております。

779 ページに載っているグラフを見ますと、対象事業実施区域の真ん中のエリア 2 に JT.2 という調査地点でコウモリ類が多く確認されているとなっております。

次に、鳥類については、792 ページから 797 ページにポイントセンサスとラインセンサスの調査地点が、799 ページ以降に調査結果、815 ページからは希少猛禽類についての調査結果が、さらに進んで、827 ページからは鳥類の渡りについての調査結果が示されております。

資料が飛んで申し訳ないのですけれども、資料 3-1 の 7 ページの質問番号 16-4 にて調査地点ごとの出現種を確認しております。種数以外に関しては、こちらをご参照ください。データについては資料 6-2 の別添資料 16-4 に載っておりますので、こちらもご参照ください。

渡りの経路についてですけれども、824 ページにもあるとおり、白神岬周辺も調査地点に選定されています。この周辺でイヌワシの亜成鳥を確認されていることから、資料 3-1 の 8 ページの質問番号 16-8 と質問番号 16-10 で確認種の詳細を伺っておりまして、本種を希少猛禽類の予測対象としない理由も確認しています。これに対して、事業者からは、イヌワシの確認は渡り鳥調査の比較対象地点として設定している白神岬での確認であることが理由である、イヌワシはいずれも亜成鳥で、その他の調査では確認されていないことから移動中の個体だろうと考えているとのことです。

1 分冊目は以上としまして、次に 2 分冊目に移ります。

1074 ページをご覧ください。

今、鳥の話をしていましたのですけれども、冊子が変わり、またコウモリの話に戻ってしまうのですけれども、コヤマコウモリの影響予測についての記載があります。先ほどたくさん見られたと言っていたエリア 2 の調査地点の JT. 2 に該当する既設風車ではコヤマコウモリの死骸を合計 4 例確認しているということで、本項目では、ほかのエリアとその比較による影響予測を行っているため、資料 3-1 の 8 ページの質問番号 16-9 にて、その影響予測が本当に適切であるのかということで理由を伺っています。これに対して、事業者からは、エリア 1 からエリア 3 の通過事例を比較すると、エリア 1 の JT. 1 の調査地点が最も少なく、そのほかは多いという結果を踏まえ、エリア 2 とエリア 3 の設置基数を極力少なくすることで衝突のリスクは低減できるものと考えたとの回答をもらっております。

また、既設風車の事後調査において、準備書段階で対象事業実施区域外になっており、方法書から削除したエリア 2 の北側では 3 年間で 7 個体のコウモリ類の死骸が確認されている一方、今回風車を新設するエリア 2 の南側、準備書の対象事業実施区域エリアでは 3 年間の事後調査においてヒナコウモリ 1 個体のみの確認となっております。このことから、茂草川の北側と南側でコウモリ類の衝突リスクが異なる可能性が高いと考えておりまし

て、環境保全措置としては、既設風力発電機と同様にコウモリ類が多く確認された7月から9月の夜間において、カットイン風速以下ではブレードをほとんど回転させないフェザーモードを実施することとしているという回答をいただいております。

次に、また鳥に戻ります。

1128 ページと 1129 ページをご覧ください。

こちらではオジロワシの衝突回数推定値とそのメッシュ図が示されておりました、ほかの種に比べて予測衝突数が非常に高い数値となっていることから、資料 3-1 の 9 ページの質問番号 16-16 で配置再検討の必要性を伺ったのですけれども、年間予測衝突が特に高い数値であります 1 号機については、審査会や専門家のご意見も踏まえ、評価書に向けて再配置も視野に入れて検討する、なお、対象事業実施区域及びその周囲ではオジロワシの営巣地や集結地は確認されていないことから、衝突する可能性としては採餌行動が考えられるとも回答をいただいております。

動物は以上としまして、次に植物に行きます。

1264 ページから 1266 ページをご覧ください。

こちらは任意踏査のルート図となっております、1270 ページから 1272 ページには文献情報による植生、さらに飛んで、1281 ページから 1283 ページに現地調査による植生図が示されておりました、比較してみたところ、植生区分に大きな違いは特に見られないかといった感触です。

次に、1292 ページから 1294 ページをご覧ください。

こちらに重要な群落について載っているのですけれども、改変区域内で植生自然度 9 または植生自然度 10 に該当する群落は確認されておられません。

先ほども説明したのですけれども、改変区域内に特定植物群落のミズナラ・イタヤ林が重複しています。資料 6-1 の 10 ページの質問番号 17-1 で、現地調査で縮小した箇所を確認したと言っているのですけれども、何をもちょう判断したのかというのを確認しました。これに対して、事業者からは、優先種がヤチダモ、ハリエンジュやクロマツ、ギンドロに変化した区域が確認されているということから群落は縮小しただろうと判断したという回答をもらっております。

次に、重要な種について、1298 ページ以降に結果が載っております、改変区域内ではクサボタンが確認されております。

これらは植物に対する予測結果で、1336 ページから 1347 ページにかけて、それぞれの種について予測結果が書いておりますので、ご覧ください。

クサボタンについては 1341 ページに書いてあります。改変区域内で確認されているとしていますが、個体は移植を実施すること、工事関係者の改変区域外への不要な立入りは行わないことで影響は低減できると予測しております。

ほかの種や植物群落は、改変区域外ではあるものの、対象事業実施区域内に存在する種もありまして、資料 6-1、10 ページの質問番号 17-4 で質問しているのですけれども、ヒロ

ハハナヤスリに改変場所からの影響が及ぶか否かを含めた予測について見解を伺っています。これに対して、事業者からは、この種については改変区域に隣接していることから水はけや日当たりが懸念されるのですけれども、本種は湿地性の植物ではないこと、確認箇所が部分的に見られる低木の林床下であることから改変場所からの影響は及ばないものと考えているという回答をもらっております。

植物は以上になります。

次に、生態系についてです。

1359 ページと 1361 ページをそれぞれご覧ください。

こちらに選定種が書いてあるのですけれども、本事業では上位性注目種としてノスリを選定しており、1361 ページには典型性注目種としてタヌキを選定したと書いておりました。選定基準はそれぞれのページの表に書いてあるとおりとなっております。

ノスリの営巣環境への影響についての予測結果が 1446 ページから 1450 ページに、採餌環境への影響については 1451 ページから 1455 ページに、餌資源への影響については 1656 ページに記載があります。

営巣環境及び採餌環境については事業の実施によって消失する好適な環境が少ないこと、事業の実施による影響の及ばない好適な環境が周囲に分布していること、また、餌資源量についても減少率が比較的低いということから、生息環境や餌資源は維持されると考えられると考察をしております。

また質問のほうになるのですけれども、資料 6-1 の 12 ページの質問番号 18-5 で、ノスリの確認位置が餌資源であるネズミが多く捕獲されている草地ではなく、樹林地の上空が多いということについて見解を伺っております。これに対して、事業者からは、飛翔しながら当該地域に分布する草地環境で餌探しを行うということで、樹林地上空においても飛翔を継続しているデータが取得されている部分もあり、特にエリア 2 なので、ギャップのように存在する草地上空で旋回しながらの飛翔も確認されているということから、草地環境を意識しているものと考えられるとの回答がありました。

次に、タヌキについてです。

図書に戻りまして、生息環境と餌資源量に係る予測が 1458 ページから 1463 ページにかけて表と図で記載されております。最も改変率が高いとしているランク A の範囲があるのですけれども、改変範囲全体の 6 割程度となっております。これらはヤードなどのように大きく切り開かないこと、また、既設道路を活用して一部を拡幅等の改変にとどめることで、全体として対象事業実施区域の外側、特にエリア 2 の北側には好適な環境が分布しているということから、生息環境は維持されるものと考えている、餌資源量についても、草地環境は周囲に広く残っていること、雑食性のため、草地環境以外の環境にも餌資源があるということにより、タヌキの生態系も維持されると予測しております。

次に、景観についてです。

1468 ページをご覧ください。

こちらが景観の調査地点と主な眺望方向を示しております、そのうちの 12 の建石園地と 13 の小浜園地については、環境省の意見を踏まえ、調査地点に追加したということです。

1487 ページから 1494 ページに垂直見込み角が 9.1 度と調査地点の中で一番大きくなる予測されている折戸浜パーキングからの眺望景観の予測結果がありますので、ご参照ください。

景観の予測、評価としまして、景観資源である松前段丘で、一部、直接的な変化が生じますが、それ以外については対象事業実施区域外であるため、直接的な変化は生じないとしております。

眺望景観についても、景観資源である松前段丘が同時に視認できると予測されていますが、環境融和色に塗装することで実行可能な範囲で低減が図られていると評価しております。

大分かいつままでの説明になりましたが、図書及び Q&A についての説明は以上といたします。

本事業についても、委員の皆様には後ほどメールにて 2 次質問の依頼をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 本議事も非公開審議の必要があるときには一通りの審議終了後に確認いたしますので、よろしくお願いいたします。

まずは、ただいまの説明について質問やご意見等がございましたら挙手をお願いいたします。

○先崎委員 理解できていないところがたくさんありますけれども、一番大事そうなオジロワシの話です。多分、白木委員が次に何か言うのではないかと思います。

1 点目は確認でして、この年間予測衝突数というのはほかの事業と比べてどのくらい高い値になっているのでしょうか。

○事務局(道場主任) かなり高い数字だと言ったのですけれども、図書の 2 分冊目の 1127 ページに重要な鳥類の影響予測ということでオジロワシの予測衝突数が載っています。環境省モデルと由井モデルがありまして、由井モデルの令和 5 年度のものだけを見ていくと 0.6454 という数字が出ていまして、2 年に 1 回くらいは衝突するくらいの数値となります。

ほかの事業について、今すぐ示せるものがないので、お答えできないのですけれども、2 年に 1 回ほどではなかったかなと思います。今年度に審議していただきました島牧の案件でも同じような予測結果を出しているのですけれども、たしか、ここまで高い数字ではなく、0.6 までは行っていなかったのではないかと思います。

今まで 0.1 から 0.2 くらいまで行っても十分大きいと指摘していたところだったので、今回の 0.6 はそれと比較してもかなり高い数値なのではないかと事務局でも考えておりま

す。

○先崎委員 1号機は再配置を検討しますということですが、2号機、4号機、5号機も高いと考えていいわけですよ。

○事務局（道場主任） そうですね。2号機、4号機、5号機についてもかなり高い数字ではないかと思えます。

○先崎委員 再配置を検討しないということだったのですけれども、そうすると、他事業の値に比べて大きいこと、また、オジロワシはバードストライクの危険性が高い種類なので、再配置を検討してほしいということを再度要望していただきたいと思えます。

その上で、これはオジロワシに限ったことではないのですけれども、リプレースまでの期間で各機で何羽が衝突すると予測されるのかを出していただきたいと思えます。

2年平均といっても、1年間でどのくらい衝突するかという値にすぎないわけです。でも、一回建ててしまったら、しばらくは建ったままですので、建て替えできる期間まで何羽が衝突するかも併せて出すようにということをお願いしたいと思えます。

○事務局（道場主任） 再配置を検討してほしいということ、また、リプレースまでにどれくらい衝突するかの結果も併せて出してほしいということについては2次質問で投げかけてみようと思えます。

○先崎委員 要は、衝突数が小さくなることを検討し、再配置できないかどうかを検討してほしいということですので、よろしくをお願いします。

○事務局（道場主任） 分かりました。そのように質問させていただきます。

文言についてはメール等で相談させていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

○露崎会長 白木委員、お願いします。

○白木委員 私も、Q&Aの質問番号16-16について、先崎委員と同じようなことを聞きたいと思えます。

まず、どのくらいだと高いと言えるのかということについてです。特に基準があるわけではないのですが、多くの衝突事故が起こった道北のある場所では、0.幾つという値でして、小数点以下1桁に数字がつくようなものは衝突リスクが高いと考えていいのではないかなと思っております。

また、適地もないから再配置の検討をしなくてよいということではなく、再検討をお願いしたいと思えます。

そして、その下ですが、「なお、対象事業実施区域及びその周囲ではオジロワシの営巣地や集結地は確認されていないことから、衝突する可能性としては、採餌行動が考えられます。」で終わっているのです。採餌行動が考えられるので、何なのかというのが分からないのです。例えば、採餌行動によって衝突するリスクが高いというふうに考えておられるのであれば、そのための対策が必要だと考えるのです。

ですから、採餌行動が考えられるからどのようなことを考えられているのか、採餌行動

の中でリスクがあるというふうに考えるのであれば、どのような対応を考えているのかを伺っていただきたいと思います。

それから、事後調査の結果について質問している箇所があったと思うのですが、どこでしたか。

○事務局（道場主任） 資料6-1の14ページです。

○白木委員 事後調査の衝突、死骸調査の結果について質問があったというのは10ページの質問番号16-18ですかね。

そもそも、事後調査の方法として、重大な影響があった場合には専門家に聞き取りをして、対応を取るというようなことが書かれているはずだったと思うのですね。今回のリエネ松前風力発電所の事後調査の結果を踏まえ、専門家に聞き取りを行ったのかです。もし行っていないとすれば重大な影響ではないというふうに判断した可能性がありますので、もし聞いていないのであれば、なぜ聞いていないのか、あるいは、なぜ重大な影響だと考えていないのかを確認していただけますか。

○事務局（道場主任） 質問の場所をまだ見つけられていないのですけれども、既設のリエネ松前風力発電所の事後調査で、衝突があった際、実際に専門家等に聞き取りを行ったのか、聞いていないのだったらなぜ聞いていないのか、また、その重大性についてはどう判断しているのかということですか。

○白木委員 そうです。

リエネ松前風力発電所の事後調査の方法については書いていないのですが、今後のこの準備書での方法としては、重大な影響があった場合には専門家に確認して対応すると書かれているので、そういったことをやられているのかどうかということになります。

○事務局（道場主任） 承知いたしました。2次質問で確認したいと思いますが、こちらについても文言等をメールで確認させていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○露崎会長 そのほかに質問やご意見等はございませんか。

○先崎委員 行ったり来たりするかもしれないのですけれども、まず、Q&Aの質問番号16-13のオオジシギについてです。

たしか衝突数を算出していたと思うのですけれども、データが十分なのかどうかというのが1点目です。

私は見つけられなかったのですけれども、飛翔の軌跡のデータはありましたか。

○事務局（道場主任） 飛翔データについて、オオジシギがすぐ出てこないかもしれないのですけれども、1分冊目の後ろのほうに調査対象の種の飛翔ルートが掲載されております。

○先崎委員 オオジシギの飛翔ルートのデータが十分かがすごく気になります。

回答におおむね250メートルから280メートル四方の範囲という行動圏が挙げられているのですけれども、これは長野かどこかの結果ですか。それは分からないのですけれども、

飛んでいるものを見ているとそんなに狭くないと思いますし、既設でどのぐらいのデータが取られたかに依存して過小評価になっている可能性が高いような気がします。

1次質問である巨大な構造物が出現することに対する影響を併せて考慮することの必要性をもう一回強調していただいて、周りにほかの環境があるからといって影響が本当に小さいのか、根拠を持って回答してほしいということです。要は、この回答は妥当ではないのではという意見です。

特に個体群が存続する可能性が高いと書いているのですがけれども、その根拠を示してほしいということです。

○事務局（道場主任） 承知いたしました。

確かに根拠が不足しているかと思うところもあると思っています。風車が出現することに対する影響を強調した上で本当に小さいのかを確認したいと思います。

なお、飛翔図についてです。

先ほど発見したのですけれども、1冊目の920ページから924ページくらいにかけて、重要な鳥類で一般鳥類の確認位置と出ていまして、オオジシギが示されています。

○先崎委員 分かりました。飛跡はほぼ得られていないと思ってもいいですか。

○事務局（道場主任） どころ辺まで飛んだというより、点で確認されているものが多いといった印象です。

○先崎委員 恐らく、不十分なデータですので、それを考慮し、再評価したほうがいいのではないかということ指摘していただけないかと思います。

○事務局（道場主任） 承知いたしました。

○先崎委員 これはヨタカとヤマシギも同様に、評価結果でLレンジにしか飛んでいませんでしたと書いているのですけれども、そもそも、飛翔自体がどのくらい確認されているのかです。

○露崎会長 飛翔経路は943ページのでは駄目なのですか。

○先崎委員 オジロワシではなく、ヨタカとヤマシギです。

○露崎会長 ほかのページに別な鳥も出ていますよ。

○先崎委員 出ているのですけれども、そもそも……

○事務局（川村係長） ただ今いただきました飛翔ルートの確認に関する御質問についてですが、まず、一般鳥類と希少猛禽類に対し、それぞれ方法書段階でどういう調査をすることになっていたのか、また、それに対して知事意見でどういう意見をしたのかを確認をした上で2次質問の内容についてご相談をさせていただければと思うのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○先崎委員 大丈夫です。よろしくお願いします。

○露崎会長 ほかに質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ないようですので、次に移ります。

これから非公開審議について確認したいと思います。

委員の皆様から、非公開箇所に関し、ご質問やご意見がある場合は挙手をお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等がないようですので、本議事についての審議を終了したいと思います。

これをもちまして本日の議事は全て終了いたします。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いいたします。

○事務局(佐々木環境政策課長) 皆様、お疲れさまでございました。

本日も、二つの答申案件を含み、3時間半程度のご審議をいただきました。長い時間にわたりご審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

次回の令和5年度第10回北海道環境影響評価審議会につきましては、日程を調整させていただいておりますが、今のところ、3月26日火曜日の午後の開催を予定しているところです。詳細が決まりましたらご連絡申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

3. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

長い時間、お疲れさまでした。

以 上